

令和7年度 基幹型地域包括支援センター事業評価項目

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度当初に全職員で確認し、常に確認できるよう事務室内に保管している。	○	年度当初に全職員で確認し、常に確認できるよう整備している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。	3(1)ア	○	年度初め人員の変更があった際に職員担当表や年間計画を作成し、毎月のミーティングで計画の進捗確認を行っている。	○	職員担当表及び年間計画を作成し、毎月のミーティングで計画の進捗確認を行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している。	3(1)イ	○	条例に規定する人員基準を遵守している。	○	条例に規定する人員基準を遵守している。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)イ	◎	法人内で実施する貸付や生活困窮の事業と合同で相互理解の研修を行い、職員の資質向上に取り組んでいる。キャリアラダーを導入して新人・中堅・管理職までの成長段階を明確化し、各段階で求められる能力・役割を人材育成シートとして作成している(「やろまいシート」)職員が目標に対し自己評価した内容を上司と共有することで、育成計画を可視化している。	○	法人内の他部署と合同で研修を実施している。経験年数に応じて全職員に人材育成シートを作成し、職員が求められる役割や成長を可視化できるようにし、職員のモチベーションアップに繋がっている。面談を定期的実施して達成状況の確認、助言等を行っている。
	公正・中立性の確保	支援センター職員が業務を進めるにあたり、公正・中立でなければならないことを理解している。	3(1)オ	○	ミーティングで情報共有及び支援内容を検討し、全センターに対して公平に支援を行うよう確認している。	○	ミーティングで情報共有と支援内容の検討を行い、全センターに対して公平に支援を行っている。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	法人が定める規定を遵守し、個人情報の保護及び管理を適切に行っている。	○	法人が定める規定を遵守し、個人情報の保護及び管理を適切に行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人が定める規定を遵守して適切に対応するとともに、ヒヤリハット事案を記録してファイルで保管している。改善策を全員で検討し、再発防止に努めている。	○	法人が定める規定を遵守し適切に対応している。ヒヤリハット事案について報告書を作成してファイルに保管し、ミーティングで全職員で共有して再発防止に努めている。
全体	事業計画の確認	各支援センターが策定した事業計画の進捗状況を確認できるよう支援し、適宜助言を行っている。		○	全センターが運営方針に沿った事業計画・事業実施していけるよう必要な研修などの企画・開催を行う。各センターにヒアリングで事業計画の内容を確認し、センターの強みや事業計画の成果を意識した支援計画を作成し、進捗状況を確認しながら支援を行っている。	○	各センターに事業計画のヒアリングを行い、センターの強みや事業計画に基づいた支援計画を作成し、進捗確認を行いながら支援を行っている。全センターが運営方針に沿った事業実施ができるよう、研修を企画・実施している。
介護予防 ケアマネ ジメン ト 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	支援センターが、高齢者の自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施し、高齢者自らが積極的に介護予防に取り組み、自己管理できるよう支援する。					
	後方支援	各支援センターが自立支援に向けたケアマネジメントの共通理解を促している。	3(2)	○	・新規職員向け介護予防ケアマネジメント研修において、自立支援につなげるプランを作成できるよう、地域資源活用の視点を持つことや利用者の強みにアプローチすることの重要性を意識づけることができた。交流会を追加し新人同士の思いや悩みの共有や多職種の意見を聞くことで包括業務に意欲が持てるよう働きかけた。	○	保健師研究会を開催・運営し、新規職員が地域資源を活用し自立支援に繋がるケアプラン作成ができるよう介護予防ケアマネジメント研修の開催を支援している。
	総合調整	センターの意見を集約し、介護予防ケアマネジメント業務における課題を整理・分析を行っている。	3(2)	○	センター職員全体にケアプランについてアンケートを行い、疾患別で自己管理やセルフケアに活かせるようシートを作成し、利用者の疾患の悪化予防、プラン作成の効率化と業務負担軽減を図っている。 ・センターが行っている自立支援の取り組みを研究会内で共有し、全センターで活用できるものを検討し、利用者の自己管理の意識付けが効率的にできるよう支援している。	○	アンケートを実施しケアプラン作成の課題把握を行い、保健師研究会で疾患別の自己管理に向けたシートを作成し、利用者の疾患の悪化予防及びケアプラン作成の効率化に向けた支援を行っている。 各センターが実施している自立支援の取り組みを研究会で共有し、利用者の自己管理を促すことができるよう支援を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	○	・研究会内の代表で災害研修に参加し、それをもとに研修を企画し、災害時での医療職の対応や常時での準備や心構えを考えるきっかけを作り、各法人のBCP対応に役立てられるようにしている。 ・マニュアルの修正を行いケアマネジメント改定の周知と委託ケアマネジャーにも介護予防の理解を促し委託を受けてもらいやすいようすすめている。	○	外部の災害研修に参加し、保健師研究会において実施する災害研修開催の支援及び調整を行った。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	支援センターが、複合化した生活課題を抱える世帯の相談に応じ、関係機関と円滑な連携ができるよう支援する。					
	後方支援	各支援センターが担当地域の実情に応じたネットワークの構築と見える化し、ネットワーク内で情報共有されるよう支援を行っている。	3(3)ア	○	各センターのネットワーク構築の状況に応じて、協議会の参加者選定やセンターの便り配布先などの相談・助言時にネットワーク内での情報共有がすすめていけるよう支援している。	○	各センターが地域の実情に合わせたネットワークの構築と情報共有を行うことができるよう支援している。
	総合調整	包括的な支援体制の構築に向け、支援センターが行っている相談・参加・地域づくりの支援を市や他の福祉機関が理解するよう取組んでいる。	3(3)ウ	○	関係機関へ研修会等の参加を広く呼びかけ、センターが行う業務や地域づくりを伝え、相互理解を図った。市が開催する包括的支援体制の人材育成研修について参画し、市の包括的な支援体制の構築に協働している。支援困難ケースは積極的にカンファレンスを実施し、ICTも活用することで多機関の参加がしやすくなるよう配慮した。	○	包括的支援体制の人材育成研修に参画し、包括的な支援体制の構築に協働している。支援が困難な事例はセンターが多機関と連携できるよう、オンラインも活用しながらカンファレンスを実施し、後方支援を行った。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		認知症初期集中支援チームのチラシに、センターメール相談のQRコードを載せ周知啓発と相談しやすいようにした。医療機関との勉強会や若年性認知症の研修に参加し、チーム員の資質向上と医師や若年性コーディネーターとの連携強化を図った。基幹型地域包括支援センター職員が参加した研修で学んだことをセンターへ伝達することができている。研修内容を単に共有するだけでなく、現場の実情に即した形で伝えている。	○	認知症初期集中支援チームでは、医療分野の研修等に参加し、資質向上に取り組むとともに連携強化を図っている。外部の研修に積極的に参加し、センター職員が業務で活かすことができるよう伝達を行っている。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	支援センターが虐待対応において、虐待発生の予防や再発防止の体制を強化し、適切かつ迅速な対応ができるよう支援する。					
	後方支援	高齢者虐待及び支援困難事例に対し、各支援センターの支援方針を確認している。	3(4)アウ	◎	・センター職員が、虐待防止に取り組めるよう虐待対応研修を実施し、虐待予防と再発防止について検討できる機会を設けた。 ・センター職員が、虐待防止と再発防止を意識して対応できるよう、虐待対応研修において、データ分析の結果を伝え、グループワークで具体的な取り組みを検討できるよう研修を開催した。 ・社会福祉士研究会のグループ別研修において、権利擁護センターとの連携を強化できるよう、権利擁護センターとの研修を開催する支援を行った。 ・社会福祉士研究会のグループ別研修において、精神疾患等の支援困難事例に対応するスキル向上のため、精神訪問看護事業所や障がい福祉課と協働して研修を開催する支援を行った。また、研修受講は職種を問わず募集することで、社会福祉士のみではなく、センター全職員が知識を増やすことができるよう学ぶ機会を設けた。	◎	虐待発生状況等を分析し、分析結果をもとに高齢者虐待研修を実施したことで、センター職員が現状の傾向を学ぶ機会とするとともに、虐待予防の取り組みの検討の場となり、各センターの虐待予防、再発防止の取り組み促進に繋がる効果的な取り組みとなっている。社会福祉士研究会では、障がい分野等とも連携し、困難事例で活かすことができるよう研修を企画し、職種を問わず研修を受講することができるよう調整を行った。
	総合調整	虐待の判定及びコア会議開催が効率的に行われるよう、市とセンターの意見を調整している。	3(4)イ	○	・虐待対応を行う際、センターが医療機関とスムーズな連携が図れるよう、虐待対応マニュアルの見直しを市と検討し、実施した。	○	虐待対応のマニュアルの見直しを市と共同で実施するとともに、市の担当者と連携し円滑なコア会議開催を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		・センターが虐待防止と再発予防に取り組めるよう、虐待のリスクが高い世帯を把握するため、虐待一覧表で管理しているデータの分析を行った。 ・警察と連携し、高齢者の交通事故に関する情報やグッズを提供してもらい、センターに周知した。また社会福祉士研究会でそれらをどのように活用しているか、センター同士で情報共有し、効果的な啓発の共有を行った。	○	春日井警察を訪問し、高齢者の交通事故の全体的な実情を把握し、各センターが高齢者の交通事故防止に関する効果的な情報発信を行うことができるよう取組んでいる。

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	支援センターが居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、地域住民や多様な関係機関と連携して適切なケアマネジメントが実施できる体制づくりを支援する。					
	後方支援	各支援センターの役割を調整し、介護支援専門員が必要とする研修を計画的に実施できるよう支援している。	3(5)イ	○	居宅介護支援事業の加算算定や資格更新に必要な研修、ケアマネジャーの本来業務以外の業務をサポートできるしくみや社会資源を整理する等、必要な研修や取り組みが行えるよう各センターの役割を調整した。主任ケアマネ研究会を開催・運営し、地域のケアマネジャー及び主任ケアマネジャーの資格更新要件に該当する研修を実施し、ケアマネジャーを支援している。	○	センターが地域のケアマネジャーの資格更新等に必要な研修の企画を支援するとともに、ケアマネジャーが必要とする取り組みを行うことができるようセンターの役割を調整している。
	総合調整	センターの意見を集約し、包括的・継続的ケアマネジメント業務における課題の整理・分析を行っている。	3(5)ア	◎	センターの現状や課題・意見を聞き、必要な対応を検討し周知することで、センターの後方支援を行っている。在宅医療・介護サポートセンターと連携し、医療との連携に必要な課題の共有と対応についての検討を行っている。センターの意見を集約し、今後の研究会に取り組み課題やテーマをの抽出とAIも活用した分析を行い、今後の研究会等の在り方や運営について検討していく。	○	センターやケアマネジャーの医療との連携における課題を集約し、サポートセンターと課題の共有及び検討に取り組んでいる。センターの意見を集約し、AI等も活用して課題の整理及び検討を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		介護予防ケアマネジメント業務の包括の負担軽減を図るための提案と検討を行った。職種別研究会の今後の在り方について提案し、今後取り組むテーマについて研究会からの意見を聴取し、次年度に活かしていけるよう調整した。	○	センター職員及びケアマネジャーの業務負担軽減のため、介護予防ケアマネジメントの見直しについて提案及び検討を行った。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携し、支援センターが多世代、多様な関係者と協働して地域づくりに取り組むことができる体制づくりを行う。					
	後方支援	支援センターが、他のセンターの効果的な地域ケア会議の企画運営を学ぶ機会を設けている。	3(6)	○	調整会議や地域ケア会議報告DVD作成を通じて、他センターの取組みを共有する機会を設けている。3年目までのセンター職員を対象とした研修を実施し、効果的に日頃の業務と地域づくりの両立が図れるよう、業務で抱える思いを共有する場を設け、センター職員同士の関係作りの場となった。	○	調整会議での地域ケア会議の共有の場や地域ケア会議報告DVDの作成により、他センターの地域の取組みを共有できるようにしている。3年目までのセンター職員を対象とした研修を実施し、地域づくりについて理解を深め、業務で抱える思いを共有する場を設け、センター職員同士の関係づくりの場となった。
	総合調整	支援センターが、地域福祉コーディネーターと連携して地域づくりに取り組むことができるよう調整している。	3(6)	◎	地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターの相互理解と連携の強化を図り、協働して地域づくりに取り組むことができるよう研修を企画・実施した。定期的に地域福祉コーディネーターと情報共有及び検討を行い、ケア会議・協議会開催時には地域福祉コーディネーターと事前に検討や情報共有を行い、センターと円滑に連携し、協働して地域が主体となる取組みの創設が図れるよう調整を行っている。	◎	地域福祉コーディネーターと各センター職員が地域アセスメントを共有し、地域づくりに取り組むことができるよう、相互理解を深めるための研修を実施した。グループワークでは、お互いの強みや地域づくりへの思いを共有する機会となり、地域共生社会の実現に向けて、多様な主体を巻き込んだ地域ケア会議や地域協議会の開催に繋がる非常に効果的な取組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		令和4年以降に各センターから抽出された地域課題を、AIを活用して課題整理を行い、今後の地域づくりに役立てていけるよう、地域福祉コーディネーターと共有する。地域に共通する課題と、包括の担当地域ごとの課題に分けて考えることでプラットフォームで検討できる課題の引継ぎや今後も地域内で検討する機会を持つ必要があるのか、センターと地域福祉コーディネーターが共通理解を持ち地域づくりが行えるよう支援している。	○	各センターから抽出した地域課題をAIを用いて分析し、整理した課題を地域福祉コーディネーターと共有し、プラットフォームへの移行に向けて、センターと地域福祉コーディネーターの調整に取り組んだ。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター坂下

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		◎	昨年までの取り組みに加え、職種別研究会について取り組む課題や内容によって多職種で検討をすることを提案したり、医療職を含めた多職種の助言を生かし自立支援の推進や重度化予防の支援ができるよう専門職カンファレンスの事例対象者を介護予防支援の利用者も含めることなど業務改善について市へ提案した。	○	運営方針を理解し、職種別研究会や専門職カンファレンスについて、適切な取組となるよう提案を行った。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	年度初めのセンター内会議で事業計画を職員に配布し、毎月の包括内会議で進捗を確認している。圏域内居宅介護支援事業所と合同でBCP訓練・研修を12月に実施予定。BCPについては職員変更や備蓄品など内容を随時変更している	○	センター内で事業計画を確認し、月次で進捗を確認している。災害や感染症の発生に備えて訓練と研修を実施している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を満たしている。	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準を満たしている。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	新入職～3年目までの職員は業務習得表を利用し包括支援センター職員としての育成を行う。3年目以降は法人キャリアパスを利用し各自のスキルアップを支援している。	○	センターのキャリアパスと法人のキャリアパスを使用し、各自のスキルアップを支援している。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	機関誌を年4回発行し自治会などに回覧を依頼している。公共施設には設置依頼をしている。医療機関には、センターのチラシを配布し掲示や設置を依頼している。SNS(インスタ)を利用し事業や研修実施などを周知している。	○	機関誌を地縁組織で回覧し、公共施設や医療機関にも設置して広くセンターの周知を図っている。今年度からSNS(インスタ)に包括だより等を掲載し、周知している。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	本人、家族が意思決定するために複数かつ分かりやすい情報を提供し、対象者の状況にあわせ何度かに分けて説明している。	○	対象者毎に支援に必要な社会資源のパンフレット等を準備し、何度かに分けて説明している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	年度初めのセンター内会議や入職時に職員へ個人情報保護マニュアル・チェックリストを配布し確認している。私用と業務用のカバンを使い分け、意図しない個人情報の持ち出しを防止している。個人情報を含む書類やPCは鍵のかかる書庫にて保管している。	○	個人情報保護マニュアルを整備し、チェックリストにより管理を行い、施錠して情報を適切に保管している。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情受付責任者を定め対応するようになっている。苦情を受け付けた際は、苦情受付簿に記録を残し速やかに対応を検討し解決にあたるとともに苦情に至った原因を考察し次につなげている。	○	苦情受付責任者をセンター長と定め、苦情内容等を記録し、改善策を検討するよう適切な体制としている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、利用者自身の意欲を引き出し生活の課題と目標を共有した上で、自立と自己管理に向けた適切な支援の実施に努める。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 2 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 0.9 % (53 人/ 5651 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 12 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 1 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	◎	全ての新規プランはセンター全体で、課題や支援方針や、目標設定などを検討し原案を作成している。検討内容は疾患別に分類し記録、保管することで類似のプラン作成時のアセスメントや課題を整理する際に役立て職種や経験による内容のばらつきを防いでいる。	◎	疾患別に分類し、類似のケアプラン作成時に活用するとともに、担当地区内の要支援状態となった要因の疾患や重度化する要因の疾患などを分析し、独自の疾患別ポイントシートを作成、活用することで、既往に応じた予後予測ができ、サービス選定等に統一的に取り組むことができる非常に効果的な取組となっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 介護相談の部屋・明日菜ケアプランセンター・居宅介護支援事業所ソーシャルワークス・あさひが丘介護センター (第1位の事業所名) [占有率 25%] 介護予防支援 あさひが丘介護センター (第1位の事業所名) [占有率 27%]		
③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。		3(2)ウ	◎	ケアプラン作成を担当する利用者の中で、継続的な自己管理ができそうな方を抽出し介護予防手帳を使ったセルフケアを支援した。半年後に目標や自己管理状況を確認している。	○	継続的な自己管理が望めそうな対象者に対してケアプランと併せて介護予防手帳を試行的に配付し、半年後に活用状況を確認して効果的な活用方法を検討している。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	新規ケアプランチェックの課題分析を基に要介護状態になった要因を抽出した。その結果を基に出前講座や機関誌などの場面で介護予防の取り組みとして普及啓発に活用している。要因の中で多い圧迫骨折と認知症などはセンター独自に疾患別ポイントシートの作成を行った。	○	担当地区内で蓄積した分析結果を出前講座や機関誌で発信し、介護予防の普及啓発に活用している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施しながら関係機関等とのネットワークの構築と活用を行い、支援を必要とする高齢者や社会資源などの把握に努める。					
	数値目標	相談割合 計画 40 %	3(3)ウ	30.3 %	相談数 1711 / 高齢者数 5651		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」するとともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	◎	民生委員の改選後の高齢者支援活動連絡会にて「見守りあいアプリ」の登録を推進し、認知症高齢者の一人歩きに対してアプリを通じ情報共有の体制を構築する。次年度はアプリを使い模擬訓練を計画する予定。	○	認知症高齢者の一人歩きに対する情報共有体制を構築するために、高齢者支援活動連絡会の場を活用し、民生委員児童委員に対し、みまもりあいアプリの周知と登録をする勉強会を実施予定。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	◎	朝礼時に複合的な生活課題を抱える世帯については、日誌に青で印を付け課題の把握をした。多機関と一緒に支援を行った。	○	複合的な課題を抱える世帯に対して、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。また、サービス事業所やケアマネジャーと協働して、障がいのある高齢者への支援に関する勉強会を実施した。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		相談者からの最初の電話などの段階で必要な情報収集を行い相談者の状況や内容により効果的な相談支援ができるよう職種などを考慮し複数の職員で対応している。	○	初回相談時に収集した情報をもとに、対象者に効果的な支援ができるよう職種等を考慮し、複数の職員で対応している。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が地域で安心して暮らすため普段から権利擁護の意識を持ち関係機関の連携の中心となり、高齢者の権利が守られる支援を実施する。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	◎	機関誌で虐待防止の啓発をおこなうとともに、地域のケアマネジャーと虐待に至るリスク要因や再発防止のためにできることなど虐待防止の研修を行った。終結した世帯については毎月のセンター内会議で対応の振り返りなどを職員間で行い再発防止に努めている。終結後のモニタリング時期は社会福祉士が管理している。	○	ケアマネジャーとセンター職員で協働して虐待研修を実施し、虐待のリスク要因や虐待対応の流れを共有することで、ケアマネジャーも含めて虐待防止・再発防止の視点を学ぶ機会とした。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	○	民生委員児童委員協議会にて権利擁護センターや権利擁護センター主催の市民講演会の案内を行うなど成年後見制度などについて周知を行なっている。	○	権利擁護センター主催の市民講演会の案内を民生委員児童委員協議会で行うとともに、成年後見制度について周知した。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	○	社会福祉士研究会が行う研修を題材にセンター内でも意思決定支援研修を行う。意思決定支援のガイドラインを職員で読み合わせ理解を深めた。	○	社会福祉研究会が実施する研修をもとにセンター内で研修を実施するとともに、意思決定支援のガイドラインを読み合わせ、理解を深めた。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		権利擁護の支援が必要な世帯については支援者が孤立しないようにケアマネや後見人と連携し継続して伴走型の支援を行っている。	○	ケアマネジャーや後見人と同道訪問する等、連携した支援を実施している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	高齢者支援活動連絡会で民生委員児童委員とケアマネジャーとの座談会を企画し、お互いの仕事や業務について知り関係性を深めた。今年度新たに創設された自主活動をケアマネに周知した。	○	ケアマネジャーと民生委員児童委員との座談会を企画し、連携強化の機会とするとともに、かすがいねっと連絡帳でケアマネジャーに向け地域活動を周知した。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	◎	3か月に1回地域ケアマネ研修を地域のケアマネジャーと協働で企画運営を行い、ケアマネジャーの資質向上を図った。現場のケアマネが求めている情報を把握し研修や助言を行っている。	○	地域のケアマネジャーと協働で研修の企画運営を行い、ケアマネジャーの資質向上を図るとともに、必要な情報提供を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		重度障がいがある高齢者が介護保険サービスを利用するにあたり、障がいの専門職を講師に招き必要な知識や対応方法をケアマネジャーやサービス事業所と共に学んだ。受け入れる側の不安解消ができるように繰り返し必要な関わりを行った。	○	重度障がいのある高齢者が介護保険サービスを利用する事例について、ケアマネジャーやサービス事業所と共に学ぶ機会を設けた。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域の特性を総合相談業務や地域ケア会議などを通じ把握し地域福祉コーディネーターと協働し地域の課題を地域住民や活動を行う者と共有し、地域の状況にあわせ課題解決への取組みを進める。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	○	総合相談を通じ圏域内の7つの戸建て団地それぞれの世代層や住民特性を把握しており地域特性に応じ、コーディネーターと協働し地域ケア会議の企画や運営を行っている。	◎	面積が最大で人口は最少な地区で開発時期の異なる大規模住宅団地が点在する地域特性を理解し、人口構造や変遷など7つの団地ごとに情報集約及び地域アセスメントを行うことで、地域特性に即した地域ケア会議の企画、運営に繋がっている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。		○	圏域内の自治会や医療機関、民生委員など地域の関係者に参加していただき孤独、孤立について課題を共有し取組みについて検討を行った。	○	自治会や医療機関、民生委員児童委員等の地域関係者を、孤独、孤立についての課題を共有するとともに、取組について検討を行った。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)				

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター高森台・石尾台

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	実施要項・運営方針等を各自に配付し、内容確認等を行っている。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう整備するとともに、毎月のセンター内会議で改めて内容を確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	毎月の包括会議で進捗状況を確認している。AIを活用しBCP訓練計画を作成・計画見直しを行うことで、作成・準備に要する時間削減に繋げている。	○	月単位の予定表を作成し、センター内会議で進捗状況を確認している。非常災害に備え、AIを活用し業務継続計画の見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	人員配置基準および三職種配置を満たしている。	○	条例に規定する人員配置基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	◎	年度末に作成した研修計画を基に研修を実施している。AIを活用し作成した虐待リスク評価チェックリストからスクリーニングすることで、職種や経験等に関わらず早期に介入できるよう仕組みを整えた。	○	事前に研修計画を作成し、計画的にセンター内研修を実施している。AIを積極的に活用し、経験に関わらず包括業務を行うことができるよう体制を整えている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	◎	地域包括チラシを公式LINE配信や地域拠点・地域団体代表者への配付や地域関係者の集まりの場際にて配布している。独自暮らし調査に合わせて民生委員に対象者分のチラシを配付し、個別配付できる仕組みをつくり、その後の介入がスムーズになるよう整えた。AIを活用し地域コラム等の作成ことで、作成に要する時間削減に繋げている。	○	センター便りのコラム案をAIで作成し職員の負担軽減を図りながら、住民に有益な情報とともに地域の集まりで配付して周知するとともに、公式LINEや民生委員児童委員にセンターのチラシを配付してもらうよう依頼し、多様な方法でセンターの周知を行っている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	◎	関連資料をPDF化・カテゴリごとに分け、専用PCにデータを入れ、訪問先にPCとプリンターを持参し、必要な情報をその場で説明・紙面提供することで、事前事後の準備に要する時間を削減し、業務効率向上を図っている。	○	事業所のチラシ等をデータ化し、プリンターも持ち歩くことで訪問先で配付できるよう整備している。ハートページやサービス事業所のチラシ等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	法人の規定等に則り管理し、書類等は施錠できる場所にて保管している。	○	法人が定める規定を遵守し、適切に個人情報の保護及び管理を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人内での苦情対応内容の共有や、実際の対応事例を通じて、意見交換を行い、各自が自分事として捉え対応できる機会を確保した。	○	苦情を受け付けた際は法人内で苦情内容や対応方法を共有し、適切に対応するとともに、センター内の勉強会で意見交換を行い改善を図っている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	本人の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 0.9 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 40 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 2 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.1 % (98 人/ 9128 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 39 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 1 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	初回作成したケアプランを3職種で検討し、その中で特色のあるケアプランについては項目別に分け参照できるようにし、ケアプラン作成の経験有無に関わらず作成できる環境を整え時間効率に繋げた。	○	インフォーマルサービスや短期集中サービス等の利用頻度の少ない支援を項目とし分類相談支援員し、多様な支援の参考となるようにしている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名 ケアプランくるみ) [占有率 75%] 介護予防支援 (第1位の事業所名 メディコ・ラプロ・太陽高蔵寺・じゃがいも友愛・くるみ・グレイスフル春日井) [占有率 8 %]		4件中3件
		③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	◎	権利擁護センターや認知症疾患医療センターと協働し出前講座等を行うことで、自己管理の必要性を多機関の専門職の視点から伝える機会を設けている。	○	権利擁護センターと認知症疾患センターと協働して出前講座を開催し、各機関の講座内容と介護予防を結びつけることで利用者の関心を高め、介護予防手帳の配付を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	包括が多機関との勉強会や出前講座を共同開催することで、顔の見える関係づくりを進め、お互いの強み・特性等を理解しより連携しやすい環境・関係性ができるように取り組んだ。	○	様々な機関と協働で出前講座を開催し、相互理解及び顔の見える関係づくりに繋がっている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	多機関・地域のネットワークを活かした総合相談を実施する。					
	数値目標	相談割合 計画 57 %	3(3)ウ		29.9 % 相談数 2732 / 高齢者数 9128		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」するとともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	◎	地域関係者間の横のつながりを持てるようケア会議を通じて、お互いの強み等を知る機会を確保し、連携できる機会を設けた。	○	センター便りに見守りマップを掲載して地域の関係者同士を「見える化」したうえで、地域ケア会議により同一地域の関係者同士が繋がりがり情報共有できるよう取り組んでいる。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	かすがいねっと連絡帳を活用し情報共有することで多機関連携や協働に関する業務負担軽減に繋がっている。	○	世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		地域包括が多機関を地域活動の場へ顔つなぎすることで、多機関と地域が直接繋がることのできる機会を設けた。	○	ケアマネジャーや関係機関を地域活動の場と繋ぐことで、顔の見える関係づくりを支援した。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう権利が尊重されるよう支援を進める					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	◎	AIを活用し虐待の早期発見できるようリスク評価リストを作成し、初回訪問後に実施することで、今後の虐待発生リスクに関するスクリーニングを行い、虐待を未然に防げる仕組みを設けた。男性介護者向けの家族者交流会を行い、介護者間の繋がりを設け肯定感・承認される場を設けた。	◎	AIの活用により職員の負担軽減を図りながら、虐待発生のリスク評価チェックリストを作成し、リスクを点数化することで職員の経験によらない虐待発生防止に取り組むことができる取組みとなっている。男性介護者向けの家族介護者交流会を開催し、介護者の繋がりの場を作り介護ストレスによる虐待を予防している。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	◎	権利擁護センターと共にエンディングノートを活用した出前講座を共同開催し、認知症含めた先々の生活に関する不安を取り除ける機会を確保し、継続的に開催することで早期に介入できる取組みを整えた。	○	権利擁護センターと連携し、エンディングノートを活用した出前講座を開催した。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	◎	認知症当事者が自身の言葉を伝えることができるよう地域関係者への働きかけを行い、地域関係者が主催する認知症勉強会の定期開催から、地域における認知症の捉え方・関わり方等が変わるよう取り組んだ。	◎	認知症地域支援推進員と連携し、地域のサロン等において認知症当事者が思いを発信しやすい環境調整を行った。その効果が地域に広がっており、あわせて「新しい認知症観」の普及にも繋がっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		包括が認知症当事者の集まりの場での経験等を活かし、市に県の認知症当事者発信支援事業への参加を提案し、市社協や県作業療法士会と協働し、市内の他地区で横展開され認知症当事者が意見を発信し市の施策等に反映されるよう取り組んだ。	○	担当地区内での業務経験から市への提言を行うとともに、自センターでも本人の意見発信の重要性から、認知症に限らず介護者など当事者意見の重要性を認識し日々の業務に取り組んでいる。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	ケアマネジャーが地域関係者等と連携し円滑にケアマネジメントを実施できる環境を整備する。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	市内の包括と共同開催し、多機関との関わりが持てるように取り組んだ。	○	他センターの主任ケアマネジャーと共同で地域のケアマネジャーと協働する研修を実施した。地域のケアマネジャーが地域の関係者等と連携できるよう地域ケア会議を通し支援を行った。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	◎	高齢者の運転等について個別ケア会議を行い、地域の担当ケアマネ等が必要な支援に繋がるように情報提供を行った。	○	ケアマネジャーの個別事例から課題を把握して地域ケア会議により当該ケアマネジャー以外にも課題と検討内容を共有する場とし、地域のケアマネジャーに必要な情報を提供している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		年度ごとの調整会議議事録をまとめ一元管理したデータを作成し、議事録内容を検索できるようにしたことで、包括が過去の議事録から必要情報を探す時間を減らし、またケアマネには新しい正しい情報を素早く提供できる仕組みを整えた。	○	センター内及び地域のケアマネジャーと情報共有を円滑に行うことができるようデータで情報を整備している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域関係者が主体的に生活課題解決を図れるよう地域ケア会議を運営し、地域関係					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 6回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 3回 地域ケア会議開催回数 13回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議に つながった回数 2回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創 設された件数 2件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。		◎	後期高齢者世帯・認知症当事者・家族介護者が地域で孤立・孤独を感じないような地域が育まれるよう地域特性を活かした居場所づくりを展開した。	○	地区ごとに担当を決めて民生委員等から地域の声や実情を把握することで、担当地域内の細かな地域特性を把握し、地域協議会の企画を行っている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組を検討できるよう行っている。	3(6)	◎	地域協議会を通じて高齢者以外にも関わっている関係者と地域関係者が繋がり、多視点での地域課題抽出とその後の取組に繋がった。	◎	多様な主体を巻き込んだ地域ケア会議を積極的に開催し、参加者の声から地域アセスメントを深めることで、高齢者に限らない団体、企業、店舗等が広く繋がる地域協議会を開催しており、地域共生の推進に効果的な取組となっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域関係者との意見交換する場を多く設け、お互いの強み・協働連携できる場を検討する中で、顔の見える相談できる関係づくりを構築し、地域の居場所づくりに繋がった。	○	地域ケア会議開催を通して、地域の関係者の顔の見える関係づくりを行っている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名: 地域包括支援センター藤山台・岩成台

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	新年度、職員の入職時にミーティングやオリエンテーションを活用し職員で内容を確認している。写しは職員全員に配布し事務所でもファイリングしてキャビネット保管し誰でも確認ができるようにしている。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	全職員にも配布しミーティングを利用して内容を確認し、担当者を決め役割分担をしている。BCPについてはミーティングを利用し月1回職員で内容を確認し見直しを行っている。また、法人でのBCP、介護部門でのBCP会議で決定された内容は包括のBCPと整合性がとれるように適宜修正を行っている。また、包括内でのBCP訓練については10/1に出動時からの動きと役割などの確認を安否確認シートや被害状況シートを使用して実施。災害用の備品の使用方法や内容の確認を行った。	○	予定できる業務は担当者を決め、ミーティングで内容の確認及び見直しをしている。BCP訓練を実施し、災害用備品の確認と使用方法の確認を行った。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	主任介護支援専門員の配置ができていないため、同法人の味美・知多の主任介護支援専門員より定期的に意見交換とフォローをいただいている。12月より職員の配置が1名増となり令和8年4月より主任介護支援専門員として配置ができる予定となった。	○	同一法人が運営する他センター職員が支援し、条例に規定する人員基準を遵守している。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	院内研修や外部研修にも積極的に参加し、参加後は研修内容を職員で共有するようにしている。ルーブリック評価を導し、職員が各項目についてどれだけ理解ができているかを確認している。また、年に2回自己評価をし自身の目標と課題をセンター長と係長とで面談する機会を作っているため年度初めに目標とすることや学びたい内容に合わせた研修を外部研修やオンライン研修に参加してもらいようにしている。また、現在はお試し期間であるが来年度から法人の人事評価制度が開始されるため今以上に面談に時間をかけ個々に合わせた目標設定と人材育成を行うことができる。今年度参加した研修については、院内勉強会、他医療機関の研修、県、市から案内のある研修、名南ビジネスカレッジ、学研eランニング、ベネフィットeランニングを活用し高齢者分野に限らず本人の経験や知識に合わせた研修に参加、受講することができている。 (会話術・ハラスメント・リーダー研修・プレゼンテーション・ブレインストーミング・ロジカルシンキング・PDCA・感染対策・緩和ケアなど)	○	法人の研修や外部研修を受講し、研修内容を全職員に共有している。また、センター長や係長との面談にて確認している目標や学びたい内容に合わせた研修を受講できるようにしている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	包括だよりを年4回発行し近隣の医療機関や薬局、商店などに配布し設置依頼をしている。グループニュースについても包括の活動や情報を掲載し周知、啓発活動をしている。また、民生委員協議会や地域の集まりに参加し包括の役割や活動について周知を行っている。協力機関については包括の相談シートを設置、活用いただき協力機関側からも包括の案内がしやすいようにしている。	○	センター便りを医療機関や店舗等に配付及び設置依頼をしている。民生委員児童委員や地域の集まりに出向き、センターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	サービス事業所に求めることの聞き取りや事業所の特色などを説明し本人の理解力に合わせてできるだけ見てわかりやすいように資料等を複数用意し自分で選択し決めやすいように実施している。	○	タブレット端末にパンフレットを保存して持ち出し、外出先でも複数の資料を提示できるようにすることで利用者の意思で選択・決定できるようにしている。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	机、キャビネットは施錠ができる上、事務所についても不在の場合はセコムをセットし防犯と個人情報の管理には注意をしている。また持ち出しが可能である端末についても暗証番号の設定と法人で端末が停止できるように細心の注意をしている。	○	法人の個人情報マニュアルに従って適切に管理・保管を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情受付責任者を設置し苦情発生時の対応ができるようにしている。また、苦情が発生した場合については、市と法人へ報告し、今後の改善策と発生原因、再発予防策を検討するためミーティングで共有し包括職員全員での話し合いの場を設けている。	○	苦情受付責任者をセンター長とし、法人作成の様式に基づいて内容の記録や改善策の検討を行っている。
介護予防 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、利用者が意欲的に介護予防に取り組み自立に向けた介護予防マネジメントを実施する。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 20 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 3 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.3 % (89 人 / 6766 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 22 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 0 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	作成した計画書を疾患別(骨折・脳疾患・心疾患・糖尿病・認知症・変形性関節症・パーキンソン・狭心症・その他)で分けて事務所内でファイル保管しどの職員でも閲覧できるようにしている。新人がプラン作成の参照にしている。	○	疾患別に分類し、ケアプラン作成時に支援や表現の内容を参考にできるよう、事務所内で保管している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)ノッポの会 瑠璃光 [占有率 44 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名)ソーシャルワークス・雪月花 [占有率 11 %]		
③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。		3(2)ウ	◎	地域での集まりの場で介護予防手帳の活用を促したり、相談に来られた方やグループで定期的に集まりに参加されている方に対し保健師を中心に血圧測定などを実施し予防手帳をお渡しすることで健康について自己管理ができるように促すとともにきっかけを作っている。来所時に手帳を見せていただくなど健康状態を中心とした健康チェックと面談を実施することにも繋がっている。包括で血圧の自動測定器を設置したことにより地域の方が定期的に外出しグループへ足を運ぶなど外出機会を作ることができた。また定期的に顔の見える相談にもつながっており介護予防手帳の有効活用に繋がった。毎年URと共同で地域の方に対して体力測定会と健康相談会を実施、介護予防手帳を活用し保健師からの助言や医療へ繋ぐようにしている。血圧など簡易的な測定を行い、数値を可視化することで今後起こりうるリスクの説明やかかりつけ医や薬の情報を確認し受診ができていない場合など必要な受診を提案するなど健康面や医療情報を提供することができ健康についての自己管理、意識するきっかけになっている。	○	高齢者サロン等で介護予防手帳の積極的な配付に加え、センター事務所前に自動血圧計を設置し、センターへの来所者やグループ利用者が血圧を継続的に測定できる環境を整えたことで、保健師を中心に介護予防手帳を用いた保健指導や医療受診勧奨ができ、利用者が自己管理を意識し継続できる取り組みとなっている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	介護予防ケアマネジメントマニュアルを職員全員に配布。三職種が専門的な視点で助言、意見交換を行い本人の能力や生活状況にあった計画書の作成を心掛けている。また卒業後に案内ができそうな資源についても同時に提案するように心掛けている。	○	介護予防ケアマネジメントマニュアルを職員に配付するとともに、三職種で意見交換を行い計画書を作成している。また、卒業後に利用できるサロン等の社会資源についても同時に案内している。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関と顔の見える連携を実施しネットワークを構築する。また、社会資源や地域ニーズの把握を総合的に実施する。					
	数値目標	相談割合 計画 15 %	3(3)ウ	22.5 %	相談数 1519 高齢者数 6766		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」とともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	「支援者つながりBook」を見直し更新を進めている。包括相談シートを活用し医療機関や薬局以外にも高齢者に関わりのある商店や金融機関についても設置を依頼し活用方法についても説明を行った。	○	支援者つながりBookを活用し、地域資源同士のつながりができている。包括相談シートは、設置場所を拡大し情報共有体制を整えるとともに、事前に相談内容を記入してもらうことで相談趣旨の確認の効率化を図っている。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	アセスメント状況に応じて高齢者以外に関わりが必要な世帯については、障がいや権利擁護センター、自立支援コーナー、生活支援課、医療機関など重層的な支援ができるように必要な機関に繋がるようにしている。	○	複合的な課題を抱える世帯に対して、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		URのくらしつながるサポーターと地域活動や協働の勉強会などを通じて定期的な住まいの課題を共有することができた。そのため課題のある世帯に必要な関わりをサポーターと一緒に検討するなど必要な機関に繋ぐ方法を理解していただくことができた。また、地域での会議にも積極的に参加いただくことで地域で活動されている団体などとも関わりを持つことができた。医療機関や薬局、商店については定期的にだよりを年4回配布し地域で困りごとや気になる高齢者の情報、発見などの情報共有を行うようにしている。また民生委員児童委員協議会への定期参加や事業所交流会を実施し関係者や関係機関との連携を図っている。	○	UR管理事務所在籍のくらしつながるサポーターと連携し、住まいに関する相談をきっかけに把握した生活課題等に対し、必要な支援を行っている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者の権利を尊重するための権利擁護業務を果たす。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	◎	虐待ケースをケースごとに管理し、終結後についても後追いができるように引き続き管理し、ミーティングで報告し共有を行っている。また訪問時に包括の案内とともに虐待予防のため独自で作成したチラシを協力機関や介護をされている方にお渡しをする取り組みをしている。虐待ハイリスク者の一覧を作成し定期的に状況を把握するようにしている。	◎	虐待のリスク要因を項目化し、ハイリスク者を一覧にすることで、職員が常に虐待予防の視点をもって支援できるとともに、進捗共有や虐待発生後の振り返りにも活用する等、虐待防止に非常に効果的な取り組みとなっている。また、ストレスチェックのできるチラシを地区民生委員児童委員協議会等で配付し、地域に向けた虐待防止の取り組みも行っている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	○	成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用が必要な時は権利擁護センターと連携し支援をしている。また、制度の理解を広めるため権利擁護センターより自治会や分譲住宅の方向けの出前講座を行っていただいたり、ケアマネ勉強会で講義をいただいた。また、早期相談に繋げるためのチラシを作成して啓発を行っている。	○	権利擁護センターと連携し、成年後見制度の自治会向け出前講座やケアマネジャー勉強会を行った。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	○	権利擁護センターや各機関と連携し、認知症、独居高齢者の意見を尊重し、地域で暮らしていけるように必要な情報提供を行うとともに地域のサロンでも認知症の方の対応、ユマニチュードの勉強会を通じて介護をしている方、これから介護が必要となる方に対して理解を深めることができた。また、医療機関とも連携し早期受診や入院治療を経て地域へ戻る際の連絡調整を実施することができた。	○	認知症認定看護師と連携し、ユマニチュードに関する勉強会を行い、認知症の方との接し方を学ぶことで意思決定支援を適切に行えるよう取り組んでいる。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		生活安全ニュースを事務所の掲示板に掲示し出前講座やだより、グループニュースに消費者被害などの情報を掲載するなどして啓発している。地域の集まりに対して警察の協力のもと詐欺予防講座を開催を実施。	○	生活安全ニュースを事務所の掲示板に掲示するとともに、消費者被害などの情報を市民に啓発している。また、警察と詐欺予防講座を開催した。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が抱えるニーズを把握するとともに、それらを解決するために必要な体制づくりを行う。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	介護支援専門員、地域の事業所に向けて勉強会、交流会を開催。アンガーマネジメント講座のなかでグループワークを実施し交流を深め、連携しやすい体制を作ることができた。	○	勉強会や交流会を開催し、ケアマネジャー同士の交流や地域の事業所と連携しやすい関係づくりの場としている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	介護支援専門員が実際に係った事例を提供。今回は権利擁護センター協力のもとで成年後見制度や日常生活自立支援事業に繋がった事例をもとに勉強会を実施。当日の流れや内容など打ち合わせ時点から介護支援専門員に参加いただくなど協働することができている。	○	地域のケアマネジャーの実事例を活用した勉強会を開催し、制度の利用方法等を情報共有する機会を整えた。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		圏域内を中心とした介護支援事業所やサービス事業所向けの交流会や勉強会を開催することで顔の見える関係を構築し介護支援専門員の抱えるニーズや課題を把握することに努めている。	○	居宅介護支援事業所やサービス提供事業所向けの交流会や勉強会を開催し、ケアマネジャーの抱える課題を把握した。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域の課題やニーズを把握し、地域住民が主体となり課題解決が図れるように地域ケア会議を開催し、地域に必要な資源の創設を目指す。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 3回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 0回 地域ケア会議開催回数 3回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	○	会議の開催目的やテーマ、内容について参加前に案内し集まる目的を明確にして開催をしている。話合った内容については議事録にて報告している。現在活動されているサロンから課題を抽出しその課題に対して新たな取組をサロンメンバーとコーディネーターと協力し課題解決に向けた話し合いを行うことができた。また、新たな取組についても地域住民からの相談を通じて話し合いを行っている。	○	地域福祉コーディネーターと協働し、既存の地域活動の強みと不足しているものを分析し、地域の状況を把握するよう取り組んでいる。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組を検討できるよう行っている。		○	今年度はつながりづくりプラットフォーム会議に参加し地域協議会との共同開催を行うことができた。高齢者関係に限らず地域で活動される団体や企業と地域でできることを検討することができた。	◎	地域福祉コーディネーターと協働し、つながりづくりプラットフォームに参画することで、地域の店舗や分野を問わない関係者等、多様な主体による地域課題の共有と取組の検討を行うことができ、地域共生の推進につながる取組となっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域に向けてできること繋がること地域の活性化などを目的に定期的に地域事業者との会議を月1回開催しており、地域の便利帳として子育て世代から高齢者まで幅広く利用できる仕組み作りを目指している。現在は、まちづくり会社・センター開発株式会社・トーカイ薬局・まちスイング・ニュータウン創生課・UR・地域住民の有識者・包括支援センターで「高蔵寺これからの会」としては話し合いを進めている。	○	地域の活性化などを目的とした「高蔵寺これからの会」にメンバーとして参加し、世代を問わず利用できる仕組みを作ることを目指している。

※ 具体的な取組:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入
特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター高蔵寺

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
運営体制	市の方針の理解		○	年度当初に実施要綱および運営方針を職員全員に配布し内容を全職員で確認した。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるように取り組んでいる。	
	事業計画の策定	3(1)ア	○	月単位の予定表を作成し事業所内に掲示している。センター会議等において各職員の進捗状況を確認している。BCP計画に従い定期的な見直し及び訓練を実施している。	○	月単位の予定表を作成し事業所内に掲示し進捗状況を確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。	
	職員配置	3(1)イ	○	条例に規定する人員基準を遵守している。業務の効率化および専門性の確保のため、事務職員を配置している。	○	条例に規定する人員配置基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。	
	人材育成	3(1)ウ	○	職員の資質向上に向けたセンター内研修を計画的に実施している。経験に応じ外部研修への参加も計画的に行っている。	○	支援を行う上で把握した課題をテーマとした研修をセンター内で実施し、職員の人材育成を行っている。経験に応じた研修を計画的に受講できるよう取り組んでいる。	
	地域との連携	3(1)エ	○	自治会単位で担当の職員を決めて定期的に集まりの場に出向き案内チラシを配布するなどして啓発を行い連携強化に努めている。関係機関へは包括チラシの設置協力の依頼をし定期的に訪問し啓発している。ホームページの更新及びブログ掲載を行っている。	○	自治会単位で担当の職員を決め、地域の集まりの場に出向き地域との連携強化を図るとともに、関係機関へセンターチラシの設置を依頼し、広くセンターの周知啓発に取り組んでいる。	
	公正・中立性の確保	3(1)オ	○	サービス決定には対象者の意向を優先している。希望がない場合は、複数の選択肢を提案し、ホームページ等を用いて対象者が自らの意思で決定できるよう支援している。	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。	
	個人情報の保護	3(1)カ	○	個人情報管理マニュアルに基づき個人情報の管理・保管を適切に行っている。マニュアルはファイリングし職員が常に確認できるようにしている。	○	個人情報管理マニュアルに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。マニュアルは職員が常に確認できるようにしている。	
	苦情対応	3(1)キ	○	苦情対応の担当者をセンター長とし、全ての利用者に苦情対応の窓口を案内している。苦情を受けた場合は対応方法、内容、再発防止策を記載し全職員で情報共有している。	○	苦情対応担当者をセンター長とし、全利用者に苦情窓口を案内するようにしている。苦情を受けた際は報告書に内容、対応方法、再発防止策を記載し、全職員で共有し改善に努めることとしている。	
業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。						
事業目標	高齢者自身が自分の健康状態を理解し、適切なセルフマネジメントを実施することで重度化防止に向けた自己管理ができる。						
介護予防 ケアマネ 業務	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 15 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 2 件	3(2)	第1号介護予防支援利用割合 2.1 % (112 人/ 5390 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 19 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 2 件			
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	新規利用者について、三職種でケアプランの点検・確認を行っている。確認した資料を生活課題ごとに分類することで、類似した課題のケアプラン情報をスムーズに取り出すことができ、収集した資料の活用が効果的となっている。	○	運動、住環境、疾患管理、移動等の生活課題ごとに分類し、ケアプラン作成時に課題に応じた支援の参考とできるよう管理している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 ケアプランセンターくるみ 50% ミドリ居宅介護支援事業所 50% 介護予防支援 じゃがいも友愛居宅支援事業所 26.3%		
		③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	○	介護予防手帳を積極的に活用しセルフマネジメントを促すことで、フレイルの予防改善について効果的に支援することができた。	○	介護予防手帳を配付した高齢者の課題や目標、手帳活用の意欲を一覧で管理し、状況に応じた促しによる継続的な自己管理ができる体制を整えた。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)				

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	支援を必要とする高齢者や困りごとがある世帯について早期発見できる体制を整える。					
	数値目標	相談割合 計画 20 %	3(3)ウ	21.1 %	相談数 1139	高齢者数 5390	
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」とともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	WEBを活用した地域資源マップ「こうぞうG・Gマップ」を活用し、地域資源を見える化した取り組みを継続している。「こうぞうG・Gマップ」に掲載中の企業などから相談や情報提供もあり、連携強化につながっている。また地域資源の情報誌を活用し関係機関や地域住民との情報共有や連携の強化に努めている。	○	住民が利用し、住民を見守る資源を見える化した地域資源マップをWEB上に掲載し、掲載している店舗などからセンターと関わりが必要と思われる人の情報が提供される体制となっている。また、サロン交流会で運営者同士の顔の見える関係をつくり、地域資源同士の情報共有ができるよう取り組んでいる。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な課題があった際は、職員間で情報を共有するとともに、必要な関係機関と協力して支援を行っている。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)				
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が尊厳を保持し地域で安心して生活できるよう関係者と協働で支援する。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待対応の終結した世帯については定期的なモニタリングを実施し職員間で情報共有している。	○	虐待支援経過を全職員で共有し、終結後は3カ月を目途に状況を確認して再発防止に取り組んでいる。また、虐待や介護疲れに関するチラシを作成し、養護者に渡して虐待予防に努めている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	○	成年後見制度の活用が望ましいと思われる相談者にパンフレットを用いて説明し、必要に応じて権利擁護センターの情報を提供している。	○	権利擁護センターと連携し、新人のケアマネジャー向け研修会を企画している。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	○	9月30日にサロン合同研修会を開催し、参加住民の変化を早期に発見することや判断能力が低下しても周囲の支援を受けながら参加継続できるよう対応方法や支援体制について学ぶ機会をつくった。認知症があっても本人が希望する仕事を継続できるよう関係者に対し支援方法について説明するなど体制を整えた。	◎	サロン運営者に対して研修を実施し、認知症になってもサロンに来ることができるよう、サロンでの見守り体制を構築している。また、認知症当事者の支援では、本人の意向から自分らしく生活できるよう周囲の関係者と調整し、本人ができることで役割をつくり「新しい認知症観」の啓発にも繋がる非常に効果的な取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)				

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が複雑化かつ多様化する問題に関係者と協力して支援していくことを学ぶとともにチームリーダーとしての役割を担うことができるよう支援する。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	困難事例等の相談があれば同行訪問を行うなどの支援を行い、必要に応じて資源情報の提案やカンファレンス等実施している。事例として障がい者支援の団体や自立支援相談コーナーの職員との連携、あるいは地域のサロンを資料を用いて紹介している。	○	ケアマネジャーの相談に応じ、困難事例は同行訪問を行っている。障がい者生活支援センターや自立支援相談コーナーとの連携の支援及びサロンの紹介を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	地域の主任ケアマネジャーと合同で研修会を開催し権利擁護についての意見交換と知識の向上を図る機会を作った。(予定)	○	ケアマネジャーの資質向上及び顔の見える関係づくりを目的として、主任ケアマネジャーと協働し権利擁護に関する研修会を実施した。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)				
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	様々な立場の方がそれぞれの特技や個性を生かして地域で生きがいのある生活を実現する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 6回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 2回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	○	・老人会が解散する予定の自治会において地域住民と意見交換を行った。住民自らが課題としてとらえ、老人会に代わる新たな集いの場を創設する必要性を理解し、実行に向け地域ケア会議を開催した。 ・配食業者の店内にて男性を限定としたランチ会の開催について地域ケア会議を開催し企画・運営について参加者と協働で取り組んだ。	○	地縁組織の状況を把握し、地域住民とともに課題を共有して、地域ケア会議を開催している。 地域ケア会議において地域課題と企業の考えをマッチングし、地域住民、企業と協働してイベントの企画を行った。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。		◎	地域協議会では、地域共生社会に向けて関係機関と住民に加え、一般企業や福祉団体にも理解を求め参加していただくことができた。具体的には子供支援団体、自動車関連企業、寺院、スーパー、電気屋などが参加しそれぞれの立場から意見の聴取ができ、課題に感じていることや協力できることなどを共有することができた。	◎	高齢者に限らない団体、企業、店舗等に広く参加を呼びかけ地域共生社会に向けた地域協議会を開催した。開催にあたり企業、店舗等ができることを事前に聴取した上で地域課題の検討をすることにより、企業・店舗が地域の情報を得た際に、スムーズに地域活動と店舗のマッチングに繋がることができた地域協議会となっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		高齢者に関する関係機関以外の企業や団体に、地域包括支援センターの啓発や協力体制の依頼を直接面談し伝えた。地域包括支援センターの理解に加え、それぞれの企業が地域貢献・地域支援など独自の協力姿勢があることがわかり、地域協議会に参加できなかった企業や団体についても協力の意向を確認できた。今後の支援に向けて重要な情報を獲得できた。	○	圏域内の企業を訪問し、地域貢献や地域活動に関してヒアリングを行いリスト化することで、企業の地域活動と地域の取組みのマッチングを行う仕組みづくりを行っている。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター南城

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	ファイルに保管することで職員全員がいつでも確認できるようにしている。入職時は新人に実施要綱、運営方針の説明を実施。	○	年度当初に全職員に回覧し、ファイリングして常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	毎月ミーティング時に達成状況や進捗状況を確認している。BCP訓練については包括内で机上にてR7年12月ごろ行う予定。	○	ミーティングで進捗状況を確認している。非常災害に備え、机上訓練の実施及びケアマネジャーと合同で想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	現在、三職種は配置している。人員配置基準は満たしておらず、人員はずっと欠員が続いている。	△	条例に規定する人員基準を遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない期間があった。入職した方への勉強会は基幹と共同で実施している。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	キャリアパスシートに基づいて、各職員が研修に参加し、参加した内容について研修報告書と資料を回覧やミーティング内で共有している。	○	キャリアパスを作成し法人として人材育成に取り組んでいる。センター内で研修を実施するほか、センター職員が研修に参加した際は、研修報告書と資料を回覧して全職員が研修内容を共有し効率的に人材育成に取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	季刊誌「みなみしろだより」を発行し、民生委員協議会、医療機関や調剤薬局、施設等に配布している。また、かすがいねっと連絡帳を活用し「include MINAMISHIRO」にて季刊誌を発信している。広報にて包括職員の顔入りのチラシを回覧するとともに、本人家族には新規で訪問する際、包括職員の顔入りのチラシを配布し、安心して相談してもらえるようにしている。	○	相談のため訪問した際にセンターのチラシを渡し、近隣の困っている高齢者やその家族に渡してもらうよう伝えている。センター便りを町内会の回覧や民生委員児童委員協議会、医療機関、スーパー等に設置し、気になる高齢者等に配布を依頼し、センターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	ハートページやサービス事業所のパンフレットでの紹介、本人家族が知りたい情報や必要な情報、社会資源などを複数提供しながら、本人家族が自己決定できるようにしている。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	個人情報を含む書類は施錠ができる場所に保管している。法人内でも規定の個人情報管理マニュアルを整備しており、各職員が個人情報管理を理解して対応している。	○	法人の定める規定を遵守して、適切に個人情報の保護及び管理を行っている。
苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	受付責任者を管理者とし、規定の様式へまとめ、法人管理者と協議して、その後対応を適切に行い、市へ報告している。R7年度10月時点で苦情は0件である。	○	受付担当者をセンター長とし、法人作成のマニュアルに基づいて内容の記録や対応策の検討を行い、適切に対応している。	
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者の意欲を引き出し、セルフマネジメントを行いながら自立した生活が送れるように適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 35 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 3 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 2.0 % (107 人/ 5412 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 22 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 1 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	脳血管疾患、整形疾患、糖尿病、その他の4分類分けをし、新規利用者のプラン作成時に参考として、いつでも参照できるようにしている。新規の計画書については回覧し、助言等を記入し、計画書を修正している。新規のケースや助言等もらいたいケースはその都度、話し合いをしている。	○	脳血管疾患、整形疾患、糖尿病、その他と基礎疾患ごとに分類し、支援開始時や支援中の予防の視点及び支援内容を参考とできるよう管理している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位:じゃがいも友愛居宅介護支援事業所) [占有率3.73%] (第1位:介護相談の部屋) [占有率3.73%] 介護予防支援 (第1位:じゃがいも友愛居宅介護支援事業所) [占有率7.97%]		
		③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	○	口腔ケアの重要性が高い方には、パタカラ体操・唾液腺マッサージの説明をして、一緒に実践をしたり、重要ポイントには付箋をつけたりして、介護予防手帳を配布し、自己管理しやすいようにしている。R7年11月に神領住宅で介護予防を継続的に行うことの大切さを説明する予定。	○	基本チェックリストの該当項目に合わせ、介護予防手帳の内容から本人が実践できることを示し、自己管理を促している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	必要な方に、近隣のラジオ体操やグランドゴルフ、サロンを紹介し、本人と活動している団体とを結び付け、活動の場に参加できるように支援している。	○	地域福祉コーディネーターと連携をして地域介護予防活動を紹介している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。						
	事業目標	社会資源の活用や関係機関との連携・支援等、迅速で適切な対応をし、高齢者が安心できるネットワークを構築する。						
	数値目標	相談割合 計画 20 %	3(3)ウ	25.2 %	相談数 1363	高齢者数 5412		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」とともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	季刊誌を作成して各機関へ配布し、継続的に包括の周知を行っている。民生委員協議会に適宜出席し、民生委員との顔の見える関係作りをし、新しく就任された民生委員については、民生委員の活動や包括の業務について説明し、早期に相談が入るようにした。神領住宅の見守りネットワーク体制構築のため、愛知県供給公社と春日井市、包括で協働し、R7年11月に神領住宅の住民向けに説明会を行い、孤立化の予防に取り組む。	○	センターが発行する季刊誌に見守りに協力している機関や店舗等を掲載することで、連携して高齢者を見守る関係機関同士のつながりが見える化し、センターを介さなくとも情報提供可能な連携体制構築に取り組んでいる。	
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	支援困難ケースや虐待ケースはその都度包括内で共有し、課題に応じて障がいや生活支援課等と連携し、迅速に対応している。支援会議にも参加し、高齢者分野だけでなく、世帯全体を関係機関で包括的に支援できるようにしている。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)	○	圏域内の高齢者の集いの場の紹介や、住まいの相談など幅広い情報提供ができる様に、地域福祉コーディネーターやボランティアセンター、春日井市の住宅政策課等と連携し、社会支援の情報収集をしている。R7年11月には圏域内の集合住宅の見守り体制構築の為に、愛知県住宅供給公社、市役所と連携し、孤立化防止の為の見守りネットワークの構築をする。	○	サービス事業所と協働し地区民生委員児童委員協議会で介護サービスに関する知識を得る機会をつくり、住民の相談に活かすことができるよう支援している。また、利用者家族等から住まいに関する相談を受けた際は、不動産業者に連絡する等して情報提供や福祉制度の紹介などの支援を行っている。		
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。						
	事業目標	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、情報発信を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。						
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、 <u>終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。</u>	3(4)ア	○	虐待対応は2名体制としているが、職員状況で難しい場合は基幹包括と一緒に対応している。高齢者虐待防止対応人材養成研修に出席し、虐待予防や早期発見について包括内で伝達講習を行い、職員の意識を高めた。虐待ケースの経過表を作成し、月1回のミーティング時に進捗状況や対応方法を共有している。虐待終結後はミーティング時に、振り返りを行い再発防止に努めている。	○	原則終結から3か月後に事例の振り返りを行って再発防止に取り組み、虐待予防に係る研修に参加した職員がセンター内で伝達講習を行い、虐待防止の知識を共有している。	
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	○	季刊誌に成年後見制度についての記事を掲載し、周知した。成年後見が必要な方には、介護支援専門員や高齢者・障がい者権利擁護センターと協働し、制度に繋がられるよう支援している。	○	地域内で配付している季刊誌に成年後見制度と権利擁護センターを記事とし、地域住民や事業者が高齢者・障がい者権利擁護センターと連携できるよう取り組んでいる。	
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	○	認知症高齢者の意向・意思を確認しながら、家族とも相談し、介護支援専門員や高齢者・障がい者権利擁護センター、サービス事業所、ととりんと協働し、必要な情報提供を行い、本人が意思決定できるように支援している。	○	本人だけに限らず、本人に関わる関係機関からも本人の意向を確認し、家族の意向とも調整しながら支援している。	
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)	○	地域のサロンでは春日井市在宅医療・介護サポートセンターと連携し「人生会議」の講義、エンディングノートの記入方法などを説明し、実際に記入してもらい、終活を考えるきっかけとなった。好評を得て、R8年2月に他の地区でも「人生会議」の講義を開催する予定。	○	在宅医療・介護サポートセンターと連携し、終活の周知啓発に取り組んでいる。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメン ト 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民と連携して、包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるように支援体制を作る。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	かすがいねっと連絡帳で支援対象者の経過や情報を入力し、保健所、まある等の多機関での連携を容易にして、情報を集約した。また、支援会議についてもかすがいねっと連絡帳を活用することで、円滑な情報共有ができています。主任ケアマネ研究会で企画した研修資料や案内をかすがいねっと連絡帳を活用し、出欠把握等を円滑にした。	○	ケアマネジャーにかすがいねっと連絡帳の活用を促し、支援対象者の経過や情報を共有し連携できるように取り組んでいる。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	介護支援専門員が抱える支援困難ケースをサポートする際に、社会資源を紹介し、多機関との連携が円滑に行えるよう間に入るなど今後に役立てるよう意識した。	○	介護サービス以外の情報の提供や多機関との連携ではセンターが仲介するなど支援者支援を行い、ケアマネジャー同士でも同様な支援ができるよう体制構築に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		地域の介護支援専門員と同行する機会を増やし、気軽に来所・相談しやすい包括を目指し、介護支援専門員との連携をより密にし、柔軟な対応をとれるようにした。	○	現に支援が困難な事例のみでなく、将来に支援が困難になる恐れがある事例も積極的に同行訪問し、利用者との関係を構築して今後の支援に備えている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	高齢者のみならず地域の関係者、関係機関にも働きかけ、地域の現状を共有しながら、地域課題解決に向けた取組を行う。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 3回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につなげた回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。		○	かすがいねっと連絡帳などで地域福祉コーディネーターと常時情報交換をし、地域住民の希望やニーズを把握し、適切な参加者を選定し、地域ケア会議の開催をしている。	○	地域の成り立ちから地域を区分けして特性を整理し、地域ケア会議では参加者にも地域特性を伝えることで地域生活課題を理解しやすい企画運営を行っている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組を検討できるよう行っている。	3(6)	○	地域協議会では、ひなご麻雀クラブやアクティブシニア100の創設者、デイサービス、こども見守り隊、NTP名古屋トヨペットなどの多様な参加者で孤独化防止に向けての取組を共有し、意見交換をした。これからの地域共生社会の実現に向けてデイサービスの地域行事への参加予定や店舗の空きスペースの活用方法等情報共有できた。	◎	地域福祉コーディネーターと協働し、企業やこどもの支援活動者など地域に広く参加を呼びかけ、孤独孤立防止を課題とすることで属性や世代に拘らない検討ができ、活動場所や新たな参加など地域協議会をマッチングの場とすることができている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		ラジオ体操の効果がフレイル・サルコペニア予防に有効だとの情報を聞き、中部大学生命健康科学部の教授に地域のラジオ体操を紹介。データ分析や学術論文に活用するために、体力測定を実施させてほしいとの肯定的な見解をもらう。高御堂公園のラジオ体操、大泉寺地区ラジオ体操、下北地区ラジオ体操等に参加している高齢者に協力をいただき、中部大学にて測定会を実施。包括が仲介することで、地域でラジオ体操をしている団体と大学側とを結び付けることができ、高齢者側はラジオ体操の効果を実感でき、大学側はデータに基づく研究資料が入手でき、今後の地域共生社会の実現に向けての働きかけができた。研究結果をもとに、今後の展開を相談していく。	○	大学の研究に協力し、地域活動の参加者にも活動効果を実感してもらえる取組みとなっている。

※ 具体的な取組:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

センターの促しにより、ラジオ体操をきっかけに中部大学という資源と地域とが繋がった。

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名: 地域包括支援センター松原

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	実施要綱、運営方針の内容は随時職員で確認している。	○	事務所内で掲示し常に確認できるようにしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	策定した計画は全職員に配布し、ボードに掲示し随時確認している。災害時に備えBCPの見直し、年1回は訓練を実施している。	○	年度当初に計画を全職員に配付、事務所内に掲示し、職種ごとに担当事業を決めて進捗を確認している。非常災害に備えた業務継続計画を作成し、訓練の実施及び計画の見直しを行った。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	配置基準は常に満たしている。医師がセンター長として非常勤配置している事でかかりつけ医が無い方や至急の場合は医師と相談、連携し支援している。地域協議会は毎回参加し地域の医療機関としての強みを活かした助言をしている。	○	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を満たしている。センター長に医師を配置し、専門的な助言を得られるよう職員を配置している。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	新人用のマニュアルを作成し研修を実施、新人以外はスキルアップの機会として必ず周年祭等で認知症や虐待について講師役として職員、地域の方向けの研修をしている。法人内のセミナー、動画や外部研修にも積極的に参加している。	○	新入職員用のマニュアルを作成し研修を実施し、法人内セミナーや外部研修にも参加している。また、市民向け講座の講師を担うことで研修以外にも人材育成の場としている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	◎	Instagramを活用し「まつばらいふまっぷ」をQRコードでいつでも閲覧出来る様にしている。定期発刊の「まつばらぶレター」で地区踏査を行い、担当エリアのサロン紹介、地域の飲食店の情報を発信している。そのプロセスの中で飲食店とのつながりができている。民生委員児童委員協議会、サロン等でも毎回参加して顔の見える関係を作り、包括の役割を含め説明している。	○	サロンや店舗等を載せた地域資源マップをInstagramを活用することで幅広い世代に周知している。センター職員が直接踏査し声掛けすることで多世代が集まる店舗等通常の支援では繋がりのない地域資源に周知啓発ができている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を提示して複数の案を準備し、提案している。	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	法人の作成した個人情報マニュアルに基づき、適切に保管している。	○	法人のマニュアルに基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	マニュアルを入職時と年度初めに確認している。今年度苦情報告はなかった。	○	法人のマニュアルに基づき、受付担当者をセンター長と定め、苦情受付時は法人へ報告するとともに、センター内で改善策の検討を行っている。
介護予防 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者自身の意欲を引き出し、自立した「望む生活」が継続できる様介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 20 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 2 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.2 % (72 人/ 6131 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 16 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 0 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	プランを回して参考にしたいものを追加して疾患別にファイリングし参照できるようにしている。	○	疾患別にファイリングし、既往が複数や利用頻度の少ないサービスを利用するなどの特徴ある事例を中心に随時事例を追加している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名:シルバー居宅) [占有率 12 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名:シルバー居宅) [占有率 16%]		
		③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	○	介護予防手帳を対象者に発行し活用した。心不全ノートが交付されれば、アセスメント時に継続して記載ができるかの確認をしている。疾患別シート等のツールを用いて自己管理の意識向上を声掛けをしている。	○	介護予防手帳、心不全ノート、疾患別シート等を活用し、利用者の自己管理を促している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)		フレフレレイル介護予防を実施したサロンで健康相談をしている。	○	法人の実施する健康相談の場を活用し、介護予防や重症化予防の呼びかけを行っている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施する中で社会資源の把握に努め、関係機関と連携を図り、支援のネットワークを充実させる。					
	数値目標	相談割合 計画 21 %	3(3)ウ	22.0 %	相談数 1351 / 高齢者数 6131		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」するとともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	◎	まつばらいふまっぷで地域資源見える化しまつばらぶれたーで地域のサロンなどを紹介することで、社会資源同士の情報共有ができるようにしている。銀行との情報共有も行き認知症高齢者のATMトラブルにも迅速に対応している。フレフレレイル介護予防の事業に参加しサロンとの関係構築を図っている。	○	サロンの活動予定をまとめ周知することで、異なる地域のサロン同士が繋がるができるようにしている。銀行と情報共有を行い、心配な高齢者に関する情報が提供される体制となっている。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な課題を抱える世帯に対し、保健所、基幹型包括、障がい者相談事業所、ケアマネと連携し、支援を行った。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)					
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が地域で安心した生活を継続できるよう関係機関と連携、役割分担を行う。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、 <u>終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。</u>	3(4)ア	○	虐待対応した世帯をファイルで管理し、センター内で情報共有する。データからハイリスク世帯と考えられるケースは虐待防止の視点を持って支援し、終結後も再発防止、早期発見に務めている。	○	虐待対応ケースはファイリングし、再発の可能性があると判断した事例は定期訪問を行い、再発防止に取り組んでいる。法人の公開講座の機会を活用して虐待予防の講座を行った。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、 <u>担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。</u>	3(4)イ	○	老人会、サロンと包括、権利擁護センターで共同して講義を実施。意思決定について、その意思の伝え方について地域住民と考える機会を作った。	○	権利擁護センターと連携し、老人会、サロン等に終活に関する出前講座を行った。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、 <u>住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。</u>	3(4)エ	○	高齢者の以前の生活環境や考えを、家族や支援関係者から聞き取り、その方の生活に基づいた意思決定ができるよう配慮している。	○	エンディングノートを活用し、関係者からの聞き取りを参考に本人が意思決定できるよう取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		消費者被害について松原校区内の居宅事業所と電話やかすがいねっと連絡帳等で情報共有を実施。同様の手口の詐欺等がないか包括内で共有し注意喚起を実施。	○	消費者被害に関する情報をかすがいねっと連絡帳を活用し、居宅介護支援事業所に共有している。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が、高齢者に包括的な支援を実施出来るよう、関係する機関や地域の協力者と連携できる体制を整える。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	主任ケアマネ研究会にて介護支援専門員が必要とする研修を企画し開催している。 居宅介護支援事業所が抱える支援困難事例に対して権利擁護センターと連携できる出来るようサポートした。	○	ケアマネジャーが解決に悩む事例については、様々な関係機関と連携ができるよう、支援を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	主任ケアマネ研究会にて研修の企画、実施する際地域のケアマネにファンリテーターを担ってもらい協働で行った。総合事業に関するサービス選定の基本的な考え方などについて共同して勉強会を実施した。	○	他センターの主任ケアマネジャーと共同で地域のケアマネジャーと協働する研修を実施した。また地域のケアマネジャーの要望に応じて総合事業のサービス選定に関する勉強会を開催した。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)				
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域住民等からの意見を集約・分析し、課題解決のために地域福祉コーディネーターと協働し、地域住民が主体となる取組みを検討できるよう支援する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 6回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	○	新たなサロン立ち上げの際に、地域協議会等を通じてつながった関係性でサロン運営の協力を得ることができた。	○	高齢者サロンなどの地域活動者の意見、声から地域の状況を把握するよう取り組んでいる。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。		○	地域福祉コーディネーターと地区の学童や、他地区で協力が得られた系列店の情報交換を定期的実施。取組の材料として薬局、酒屋等も企画に参加することで幅広い地域課題について検討している。	◎	センター職員が担当地区内を踏査することで、新たな地域の見守りや地域づくりに協力する店舗等を探し出すことができ、これまでに繋がりのない店舗等を呼び込み、世代や属性によらない地域づくりの場となる地域協議会を開催している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)				

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター東部

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度初めや異動、入職時に内容の確認をしている。実施要綱、運営方針はファイリングし、常時確認ができるようにしている。	○	年度当初に全職員で力を入れる項目について重点的に共有し、常に確認できるように整備するとともに、毎月のミーティングで確認をしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	策定した計画は全職員に配付及びセンター内に掲示し共有している。毎月ミーティング時に年間計画表を用いて進捗状況を確認している。業務継続計画がより実践的なものとなるよう、訓練を実施した。実施後に振り返り、計画内容や使用する書式の見直し、必要物品の整備を行った。	○	計画表を作成し、ミーティングで進捗状況を定期的に確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	条例に規定する人員基準を遵守し、配置基準を満たしている。	○	条例に規定する人員配置基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	◎	キャリアラダーを導入して、新人、中堅、管理職までの成長段階を明確化している。職員が目標設定、自己評価を行い、上司と共有することで育成計画を可視化している。	○	職員の成長段階別にシートを作成し、育成計画を細分化して可視化することで課題を明確にするとともに、面談を通して進捗確認を行っている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	支援センターや東部中学校区まもり隊の案内チラシを店舗や医療機関等、既存の協力機関に配付し、掲示依頼をしている。新規の機関への協力依頼も継続的に行い、周知啓発活動をしている。新規相談時やサロンへの訪問、地域協議会など集まりの場において、支援センターの公式LINEを案内し、広く周知することに努めている。	○	センターの案内チラシやまもり隊のチラシを医療機関や店舗等に設置及び配付を依頼するとともに、センターの公式LINEを活用し広くセンターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	支援にあたり、全職員が公正・中立を意識している。複数の選択肢を提案し、対象者が選択できるようにしている。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	個人情報の取り扱いは法人の個人情報保護規程を遵守している。個人情報を含む書類は施錠ができる場所に保管している。	○	法人が定める規定を遵守して適切に個人情報の保護及び管理を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人の苦情解決実施規程に伴い、苦情受付担当者において報告手順を定めている。ヒヤリハットは記録し、全職員で原因および改善策を検討し、リスク回避に努めている。	○	法人が定める規定を遵守して適切に対応するとともに、ヒヤリハット事案について、報告書を作成してファイルに保管しミーティングで全職員に共有して再発防止に努めている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、意欲を引き出し、利用者本人、家族及び地域住民が、課題と目標を共有し、自立に向けて自己管理が行える支援を実施する。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.7 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 10 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.7 % (114 人 / 6,526 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 47 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 6 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	◎	新規ケアプランを小学校区に分類し、地域資源や環境、インフォーマルサービス、地域活動等について共通する課題を整理した。同じような状態像の利用者に対する支援や地域ごとに不足している資源の抽出にも活用している。	◎	新規のケアプランを日常の行動範囲である小学校区に分類し、高齢者サロンや店舗、外出先等とあわせてマップ上で整理することで、地域事情に合わせた支援と地域の不足する資源把握を同時に行うことができる非常に効果的な取組みとなっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名 ケアプランセンター結・高齢者生協ぬもり) [占有率 13.3%] 介護予防支援 (第1位の事業所名 ケア21味鏡) [占有率 9.3%]		
		③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	◎	目標が見える化し、本人のモチベーションアップを目指して「やるぞうカード」を作成した。自身で目標を記入して冷蔵庫や玄関などいつも見える場所に貼ることで目標を忘れず、意識することができ、継続的なセルフケアに繋がるようにした。	○	高齢者自身の言葉で取り組む内容を記入するカードを作成し、生活上の目にする場所に掲示することで、本人の意識が継続し、自己管理に繋がる取り組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	マネジメントのモニタリング頻度の変更や簡略化に伴い、本人の意欲への働きかけや動機づけを重視し、支援している。事例検討会を定期的に行い、多職種で意見を出し合い、職員の気づきやマネジメントの質の向上に努めている。	○	利用者の意欲や動機づけを意識した支援を行っている。また、事例検討会を定期的実施し、支援困難事例や成功事例を多職種で検討し、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施しながら新たな社会資源の把握や関係機関との連携を行うことで、見守りネットワークを構築する。					
	数値目標	相談割合 計画 26 %	3(3)ウ	38.4 %	相談数 2,505 高齢者数 6,526		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」とともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	◎	「東部中学校区まもり隊」の協力機関を定期的に訪問して、情報の更新や継続依頼をしている。新たな協力機関の候補は、包括だけでなく、既存の協力機関から情報を募りアプローチしている。今年度は、「東部中学校まもり会議」として地域協議会を開催。まもり隊の協力機関や民生委員、ケアマネジャーなど幅広い方に参加していただき、互いの連携強化にも繋がった。年度初めの民生委員連絡協議会でひとり暮らし調査の情報共有や日頃の活動における意見交換を行った。「8050世帯へのアプローチ」について課題が挙げられたため、自立支援相談コーナーと連携して学ぶ機会を設けるなど、課題解消への働きかけを行っている。課題については、市にもフィードバックをしている。	◎	高齢者の見守りネットワークを高齢者以外にも拡充し、多世代の関係機関や地域の生活拠点となっている店舗等の多様な主体による見守りネットワークを構築している。地域協議会を活用して近接する協力機関同士の顔の見える関係づくりを行い、センターを介すことなく協力員同士が主体的に繋がりが情報共有及び連携することができる非常に効果的な取り組みとなっている。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	高齢者と障がい者の世帯等、複合的な課題を抱える世帯に対し、市や病院、基幹相談支援センターと連携し、世帯全体が抱える課題の解決に向けて支援を行った。必要時にはカンファレンスを行い、現状や支援方針の共有、役割分担をしている。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)	・東部中学校区まもり隊一覧に住所や電話番号の記載を加え、マップをデジタル化して情報を活用しやすくした。 ・誰もが出入りできる施設で広く相談を受け付けているため、時には不審な言動の方への対応をすることもある。不審者の来訪に備え、春日井警察と訓練を行い、職員の安全確保や危機管理体制の整備を行った。	○	まもり隊のマップをデジタル化し、訪問先でいつでも提示しやすいよう整備している。 課内で春日井警察とともに訓練を実施し、職員の安全の確保や危機管理の取り組みを行っている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	関係機関と連携しながら高齢者が尊厳を維持し地域で安心して生活できる支援を実施する。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	全職員が高齢者虐待対応マニュアルを理解し、マニュアルに基づいた対応をしている。虐待予防については、地域協議会や民協、居宅連、老人クラブ部会、サロンなど多様な集まりの場で虐待発生において「認知症」や「養護者の精神疾患」が発生のハイリスク要因になることを伝え、関わる視点やつながりづくりの重要性の理解を促し、予防に努めた。介護負担が大きいケースには家族介護者交流会を案内している。再発防止については、虐待管理シートにて進捗管理をし、終結半年後にフォローをしている。またかすがいねっとや公式LINEなどICTを活用して虐待防止の周知啓発をしている。再発リスクが高いケースでは「見守り連絡票」を使い、支援者が変化に気づきやすい体制づくりに努めている。	○	地域協議会や地域の集まりの場で虐待発生リスク要因に関する講座を実施し、地域に働きかけを行うとともに、介護負担が大きい事例では家族介護者交流会を案内している。虐待対応の進捗管理シートを作成し、終結後もモニタリングを行っている。再発リスクが高いケースについては見守り連絡票を作成し、サービス事業所と連携して再発防止に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	◎	「認知症や病気になっても自分の思いを伝えられる方法を知りたい」との声があり、地域ケア会議を開催して具体策を検討。権利擁護センターと圏域内の居宅介護支援事業所と協働し、サロン参加者向けに意思決定支援、介護保険制度とACP、終活等について知識を習得する講座を実施した。	○	権利擁護センター及び地域のケアマネジャーと協働し、サロン参加者に向け意思決定支援や人生会議、終活等の出前講座を行った。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	◎	地域ケア会議から抽出した課題に対し、地域住民へ意思表示のためのツールとして「希望をかなえるカード」や「エンディングノート」を紹介し、自身でそれらを活用できるよう支援した。	○	地域ケア会議を開催して認知症当事者の意思表示について検討を行うとともに、「希望をかなえるヘルプカード」やエンディングノートの活用を紹介し、本人が思いを発信できるよう支援を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)	公式LINEを有料プランに変更し、最新情報を多く発信できるようになった。初回訪問時やサロンで登録を呼びかけ、新規登録者を増やしている。	○	センターの公式LINEで成年後見制度や消費者被害について周知啓発を行っている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者の支援ができるよう、地域の介護支援専門員と協働し環境を整備する。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	地域ケア会議や協議会、地域活動への参加を通じて、介護支援専門員が多様な機関と直接的な繋がりを有するよう連携強化を図った。サロンで意思決定支援をテーマに講座を実施。介護支援専門員が講師となり、介護保険制度やACPIについて地域住民に理解を促した。	○	地域のケアマネジャーに地域ケア会議や地域活動への参加を促し、関係機関と繋がることができるよう支援を行った。また、ケアマネジャーが講師となり地域の集まりで出前講座を実施した。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	かすがいねっと連絡帳で圏域居宅のプロジェクトを作成し、情報共有をしている。圏域で起きた警察官を装った特殊詐欺の事案の情報提供や被害防止ツール活用の提案もしている。	○	かすがいねっと連絡帳を活用し、地域のケアマネジャーに詐欺被害の情報や警察からの情報を共有するとともに、被害防止のツール活用の提案も行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		介護従事者による虐待防止について居宅連で講義を行った。介護サービス事業所に義務付けられている虐待防止委員会の開催等について効率的な実施ができるよう自施設の取組を交えて情報提供を行った。	○	介護保険居宅・施設事業者連絡会で介護従事者による虐待防止に関する講義を実施した。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域住民と共に地域生活課題の把握、共有に努め、地域住民が主体的に課題解決の取組が検討できるよう支援する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 3回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 4回 地域ケア会議開催回数 5回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議に繋がった回数 2回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 3件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	◎	地域共通の課題として、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加や社会的孤立をテーマとした地域協議会を開催した。また「ペット問題」「集まりへの足」「高齢による休業店舗の活用」を身近な課題として取り上げ、互いに支え合うしくみを創設することができた。	◎	参加者が独居や認知症、社会的孤立などの社会情勢を理解したうえで、自身の地域を見つめ直して課題の洗い出しができるよう企画したことで、今後の地域状況を参加者も共有でき、ペットや店舗休業など近い将来を見据えた身近な問題が検討され、支え合いが創設される取り組みとなっている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組を検討できるよう行っている。		○	つながりづくりプラットフォームに移行していくことを見据えて、年齢や機関に限らず、地域の誰もが利用している店舗や企業等と関わり、地域課題の検討をしている。地域協議会では、おれんじぷらすカフェやたすけあいパーキングの新たな協力先を得ることもできた。	○	地域の見守りネットワークを活かして、店舗や企業等の多様な主体を巻き込んだ地域協議会を開催し、幅広い視点で地域課題の検討を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		これまでの店舗とのつながりから、新たに「春日井市食品衛生協会」の会議に参加することができた。「たすけあいパーキング」や「東部中学校区まもり隊」を紹介し、企業に支え合い活動への参加について普及啓発を行った。	○	春日井市食品衛生協会の会議に参加し、食品の店舗及び企業と地域が繋がるよう支え合い活動について周知を行った。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター鷹来

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	職員全員が実施要綱、運営方針を確認し、事業ごとにすべき役割を意識して業務に取り組んでいる。事業所内に掲示し、常に確認しつつ業務にあたっている。	○	年度当初にミーティングで全職員で確認をし、事業所内に掲示して常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	具体的取組みと実行計画表を作成し、月1回のミーティングで事業目標の進捗を確認し、職員全員で遂行している。業務継続計画に基づき、5月9月に机上訓練を行い、11月に訓練を実施予定。見直しは1月に予定している。	○	具体的取組みと実行計画表を作成し、必要に応じて取組みを追加するなど更新しながら進捗状況を確認している。非常災害に備え、訓練の実施及び見直しをする予定である。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	市や法人のホームページ等での求人募集や折り込みチラシ等での求人広告をし、積極的に面接は行っているが、現状は人員基準を満たすことはできていない。三職種ではないものの事務員を新たに雇用し、滞りなく業務が出来るようお互いをフォローしつつ、日々精一杯業務を行っている。	△	条例に規定する人員基準は遵守していたが、人員配置評価基準を満たしていない期間がある。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	年度当初に各職員がスキルアップ項目を定め、積極的に外部研修にも参加するようにし、その後研修報告をすることで職員間で共有をしている。また、各職種よりケアプランや社会保障制度、精神疾患などの勉強会を実施し、職員のスキルアップを図った。	○	年度当初に各職員の能力に応じたスキルアップ項目を定め、センター長が振り返りや助言等を行っている。職員が講師となり専門性を活かした勉強会を行うことで、専門性の一層の向上と他職種のスキルアップに取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	今年度「たかきホウカツたより」の配布個所をクリニックなど2か所増やした。スーパーやドラッグストアにも挨拶に出向き、チラシの設置はしていただけなかったものの、連携強化に努めた。また、地域の各サロンに年に1~3回出向き、出前講座を行いつつ、支援センターの周知・啓発活動に努めた。	○	事例を通じて関わった店舗や、新たに医療機関等にセンター便りの設置を依頼するとともに、地域のサロンへの出前講座を行うことで周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	本人がサービスを自己決定できるよう、意向の確認をしながら都度複数の選択肢を提示・提案している。	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、月1回運用確認チェックリストを実施、管理している。毎年、外部委託業者による研修に出席し、定期的に職員教育を行っている。	○	月1回法人作成の運用確認チェックリストをセンター長が実施し、施設長が確認することで適切に管理している。個人情報に関する外部研修に参加し、職員教育を行っている。
苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	受付担当者をセンター長とし、苦情を受けた場合はすみやかに情報提供し、法人のマニュアル、フローに沿い、法人管理者とも対応策を検討する。対応内容の記録を作成し、市へも記録の写しを提出し再発防止に努める。	○	受付担当者をセンター長とし、法人作成のマニュアルに基づき内容の記録や対応策の検討を行い、適切に対応している。	
介護予防 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者本人及びその家族と課題や目標を共有し、自分自身で介護予防への取り組みができるように支援を行う。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 20 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 6 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.4 % (68 人 / 5011 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 12 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 5 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	三職種からの視点で提案したケアプランを、利用サービスごとにファイリングし、新入職員はもちろん現任の職員もプラン作成の参考にし、業務の効率化を図っている。介護サービスだけでなく必要に応じて社会資源の紹介をしている。	○	ケアプランは三職種で検討し、利用サービスごとに分類することで、ケアプラン作成時に参照できるようにしている。また、主任ケアマネジャーが職員の抱える課題に応じた勉強会を実施している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 居宅介護支援事業所あさみや、ケアプラン雪月花 サポートセンターふらっと [占有率 12.5%] 介護予防支援 介護支援センターグレイスフル春日井 [占有率 19.3%]		
		③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	○	介護予防手帳やフレイル予防のパンフレットを用い、チェックリストに該当した項目や利用者自身が自覚しているフレイルに対し、個別に提案やアドバイスを行っている。モニタリング時やサロン等でお会いした際に、声をかけセルフケアができているか確認をしている。	○	基本チェックリストの該当項目を中心に自己管理を促し、介護予防手帳の配付とあわせ既成のパンフレットを用いることで、セルフケアの動機づけとするとともに、業務の効率化を図っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	積極的にサロンの案内を行うようにし、特にほほえみクラブは参加者が増えている。新たに参加をされる方を中心にCプランの作成を行い、サロンの継続やセルフケアができるように促している。	○	運動系サロン参加者に対し、積極的にプランの作成を行い、サロンの継続やセルフケアができるように促している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関等と連携し、支援を必要とする高齢者等に包括的な支援を行うことができるようなネットワークの構築を目指す。					
	数値目標	相談割合 計画 25 %	3(3)ウ		17.0 % 相談数 854 / 高齢者数 5011		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」するとともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	隔月に「たかきホウカツ便り」を発行し、関係機関への配布と声掛けを行っている。新しく立ち上がったサロンの代表者を既存サロンに招待し、代表者同士の顔合わせの機会を持ち、複数サロンに参加している高齢者を見守る体制を構築した。	○	センター便りの配付と声かけにより地域資源を発信するとともに、担当地区内のサロン運営者同士がつながる場を設け、複数のサロンに参加している高齢者等を相互に見守る体制を整備している。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な課題がある世帯の支援の際は、より専門性のある機関と連携を図っている。包括内ではミーティングで事例検討会を行い、多職種からのアドバイスや振り返りを行い、職員のスキルアップを図っている。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		ケアマネを対象にサロン見学会を開催し、サロン活動の見学やケアマネとサロン参加者の交流、講話の一部を依頼するなどした。サロン代表者とケアマネが直接やり取りができる体制を構築した。担当利用者だけでなく、世帯に向けた社会資源の提案を促した。	○	ケアマネジャーを対象としたサロン見学会を実施し、ケアマネジャーとサロン関係者が相互理解を深める機会となった。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者の意思を尊重し、認知症等により判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らす権利を尊重するために、消費者被害や虐待の防止を呼び掛け合える地域づくりを目指す。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、 <u>終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。</u>	3(4)ア	○	月1回のミーティングでケースの進捗や虐待終了後の訪問状況などを一覧表で確認し、定期的な状況の把握や再発防止に取り組んでいる。また、虐待の発生リスクの高い世帯を把握した際は、発生リスクを意識しながら対応するようにし、ケアマネに繋ぐ場合も虐待の発生リスクが高いことを申し伝え、虐待の発生予防に努めている。	○	虐待発生リスクが高いと考えたケースは、ミーティングで情報共有及び検討を行い、虐待予防に努めている。また、終結後も継続的に進捗確認できるよう一覧表で管理するとともに、再発のおそれの高いケースを担当するケアマネジャーと情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、 <u>担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。</u>	3(4)イ	○	「成年後見制度・終活サポート事業」をテーマに権利擁護センターに民生委員児童委員協議会での講話を依頼している。担当地域内の住民に対しては、都度権利擁護センターの紹介や同行訪問をし、支援を行っている。	○	権利擁護センターと協働し、民生委員児童委員協議会等で成年後見制度や終活サポート事業を周知啓発している。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、 <u>住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。</u>	3(4)エ	○	サロンから依頼される出前講座でも「認知症について」をテーマに講話を行い、地域住民自らが認知症について理解を深められるよう取り組んだ。また、支援の際もご本人の意思決定を尊重できるよう、ご家族と相談しながら進めるようにしている。	○	認知症地域支援推進員と協働して担当地区内の高齢者サロン向けに認知症サポーター養成講座を実施し、認知症当事者への接し方と当事者の声を聞く大切さを学ぶ機会としている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		権利擁護センターや消費者センター、地域福祉コーディネーターと調整し、民生委員や地域住民が必要な情報を収集できるよう、講座の開催を調整した。また、包括で把握した詐欺被害の情報を発信したり、ケアマネジャーからもそのような情報が寄せられた場合は、かすがいねっと連絡帳へ投稿いただくように促し、地域の消費者被害防止にも取り組んだ。	○	機関連携を図るため、かすがいねっと連絡帳を積極的に使用するようケアマネジャー等に促し、消費者被害に関する情報共有を図っている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	地域の介護支援専門員が多機関と連携して利用者を支援することができるような環境の整備を行う。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	西部包括と合同でケアマネジャーと民生委員の交流会を実施。災害時の応急手当方法や地域での備えについてグループワークを行うことで、防災への意識付けを促し、また民生委員との交流を深める機会を設けた。	○	ケアマネジャーと民生委員児童委員が互いを知る機会を定期的につくり、ケアマネジャーが民生委員児童委員と連携した支援ができる体制を構築している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	主任ケアマネ研究会で虐待や多機関連携についての研修を企画している。研修への参加やファシリテーターとしての参加を促し、地域のケアマネが資質向上を図れるように情報提供を行っている。	○	主任ケアマネ研究会で虐待や多機関連携の研修を企画するとともに、研修への参加やファシリテーターとしての参加を促し、地域のケアマネが資質向上を図れるように情報提供もしている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		ケアマネジャーが支援困難と感じているケースに対して、同行訪問や緊急時対応を一緒に行っている。支援にあたっては、ケアマネジャーとの役割分担を明確にし、原則後方支援をしている。	○	ケアマネジャーが支援困難と感じているケースに対して、役割分担を明確にし、同行訪問等の後方支援を行っている。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	住民自らが地域生活課題に気付き、課題解決ができるよう、地域福祉コーディネーターと連携して地域に必要な取組みを創設する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 3回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。		○	つながりが強い地域特性を生かし、以前交流のあった子どもの家との協働を試み、地域ケア会議を開催した。つながりが強いが故の課題も多々あるが、よい所を生かし多世代でつながれる地域を目指したい。	○	地縁組織の強みや活動が継続できる地域性を把握したうえで、地域内の店舗や事務所などの声を踏まえた企画運営を行い、参加者誰もが身近に感じられるものとなっている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。	3(6)	○	地域の課題として長年挙がっていた移動について、コンビニや郵便局、薬局などを招いた地域協議会を開催した。担当地区の中でも特に移動に困っている地域に対し、移動支援を行う仕組みづくりの立ち上げができるよう、地域の企業や当法人への働きかけを行っている。今後地域の課題として企業を巻き込んだ取組ができるよう地域福祉コーディネーターとも協働していく。	◎	地縁組織や高齢者の関係者だけでなく、地域住民の生活拠点となっているコンビニや郵便局、薬局等の多様な主体を巻き込んだ地域協議会を開催し、地域共生社会の推進に繋がる非常に効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		住民主体のサロンが活動継続できるよう、サポートやアドバイスをしている。出前講座は、訪問リハビリの理学療法士や明治などの企業、地域の歯科に講師を依頼し、包括は調整を主に行うようにしている。また、ファーム桃山では、地域住民や地域の子どもたち、不登校児支援をしている団体に参加を呼びかけ収穫祭を行った。その中で畑で収穫した里芋を使用した芋煮会も行った。ファーム桃山の活動成果と多世代交流の場の提供ができ、今後の活動につながる場となった。	○	センターがつなぎ役となり地域活動を支援し、地域づくりを行っている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター柏原

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度開始時と下半期の会議で、全職員で実施要綱や運営方針の確認をし、資料を回覧。見える場所にファイルを保管しいつでも確認できるようにしている。	○	センター内会議と回覧で全職員が確認し、ファイルに保管して常に確認できるように取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	年度初めに事業計画を全職員で確認し各自に配付。評価項目ごとの目標を分かり易くまとめた詳細計画・各事業の年間スケジュール表を作成し、進捗状況を毎月の会議で確認し回覧することで、新規職員にも業務内容や目標が確認し易く、効果的に業務が行えるようになっている。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	○	評価項目ごとの具体的に取り組む内容を記載した年間スケジュールを作成し、毎月進捗確認を行っている。非常災害に備えた訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	年度初めと職員の入れ替わりごとに、療養センター長とセンター長との面談にて人員基準を確認している。	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準を満たしている。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	新人職員に対する教育計画を立て、業務マニュアルに沿って業務を説明、毎日のミーティングや業務を通してOJTを実施、定期的に面談を行い段階的に評価を行うことで無理なく各業務を実践できるようにしている。経験のある職員も分野横断的に幅広い知識を学べるよう研修に参加し、センター内で伝達報告等の方法で共有し、職員の資質向上につなげている。制度の解釈や手続き等について市等へ確認を行った内容について回覧し全職員で共有、項目ごとファイリングしいつでも見返せるようにしている。	○	新人職員研修において、社会福祉士研究会にて作成された教育用のチェックリストを活用し、キャリアや経験に応じて事前に立てた研修計画に沿ってOJT研修を実施し、センター長による面談の中で進捗状況や課題を確認して、助言やフォローを行っている。また、研修参加後はミーティング内で報告を行い内容を共有し、業務内で市等に問い合わせた内容や回答についても職員間で回覧し、見返すことができるようファイルにまとめている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	包括の案内等を担当地域全域に回覧板で回す(1回/年) お便りを作成(2回/年)し、市役所や公民館等へ配置。地域の集まりの場に挨拶し出向く。民生委員地域の実情把握調査で案内配付。要支援高齢者の早期発見のため、相談時に案内を配付し、近隣の心配な方への包括の周知を依頼、かすがいねっと連絡帳「かしはら通信」「柏原ほっと広場」にて地域の医療機関・歯科医院や介護支援専門員と包括の業務内容、案内やおたより等の情報を共有し、連携と広報の協力を依頼している。	○	センターの案内チラシを担当圏内の町内会で回覧するとともに、センター便りの設置や民生委員児童委員から気になる高齢者への情報共有を依頼し、広くセンターの周知を行っている。また、かすがいねっと連絡帳を活用し、医療機関やケアマネジャーへセンターの周知及び連携体制の整備に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	常に利用者の自己決定を尊重、ホームページや施設一覧、県情報公表システム等インターネットを活用した情報等を提供、複数の選択肢を提案し、利用者が自分で選択し決定できるよう対応している。	○	ホームページや施設一覧等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	春日井市医師会在宅療養センターの個人情報保護管理マニュアルを全職員で確認し対応している。春日井市個人情報保護条例についても回覧し確認。ケース記録を通し番号で管理しカルテ庫に保管、施錠をセンター長が退所時に確認し、鍵を鍵庫で保管している。	○	マニュアルを規定して適切に管理している。また、支援記録に通し番号を付し、管理場所を記録することで紛失を防止し、適切な管理に取り組んでいる。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情対応については責任者をセンター長とし、受付担当者にて収集した情報について、センター長、療養センター長とともに協議し、その後の対応を行う。必要に応じ市へ報告を行う。苦情の内容(当事業所、他事業所)を記録に残す。苦情や事故につながるインシデント等を記録し、毎月開催している「安全委員会」で改善予防策を検討し、対応の改善を図っている。	○	苦情対応責任者をセンター長とし、苦情受付の様式と報告手順を定め、適切に対応している。また、療養センター内の安全委員会ですら対策を検討し、改善を図っている。
介護予防 ケアマネ ジメン ト業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、必要時に療養士と連携する等予後予測を適切に行い、自立支援型のケアプランを作成する。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.4 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 32 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 2 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.3 % (80 人 / 5999 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 24 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 1 件		
	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	毎月新規のケースを選別の上、独自のチェック票を使用しプランチェック会議を行い多職種の意見を記録に残し、それをもとにプランを修正変更している。継続のケースは必要時にミーティングで担当者が報告・相談することで共有を図っている。チェックしたプランを疾患名やサービス種類等項目ごとに検索できるようファイリングし、いつでも見返せるようにしている。	○	独自にのチェック票を活用し、毎月のプランチェック会議において支援内容を検討している。利用者をデータで管理し、疾患別やサービス種類別など複数の項目で分類し、経験の少ない職員等がケアプラン作成時に参考にできるようにしている。	
	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)・介護支援センターグレイスフル春日井・鳥居松居宅介護支援事業所・ケアプランセンター結 [占有率 11.1 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名)みすず居宅介護支援事業所 [占有率 9 %]			
③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	◎	計画書の中に「本人の取り組み」を明確に記載し、利用者の自己管理を促進すると共に、サービス事業所が個別計画作成やモニタリングをし易いようにしている。その上で必要な人に介護予防手帳を交付、さらに独自に作成した①「私の取り組みシート」の掲示を促し見える化することで、自身で自覚し効果的に取り組めるようにしている。独自に作成した②「モニタリング記録票」を活用し、ケアプランの目標と取り組みの内容を項目ごとにチェックすることで、実施状況を効率的に確認しセルフケアの意識付けを行っている。	◎	利用者自身が記載する自身の現状を可視化したわたしの基本情報、目的と取組みを可視化した「わたしの取組みシート」を作成し、サービス提供事業所にも提供することで関係者誰もが本人の取組みを見守ることができるセルフケア促進の取組みとなっている。また、モニタリング記録票を2つのシートと内容を関連させることで効率的なモニタリングを行うことができ、効果的かつ効率的な取組みとなっている。		
その他、特に重点的に取組んだ事項	3(2)		上記記載の①②のシートを保健師看護師研究会に提供し、さらに通所型サービス等との連携によるモニタリング方法について提案、効率的な自己管理とモニタリング方法が確立できるよう他センターと協働で検討を進めている。 独自に作成した③「わたしの基本情報」に、利用者自ら情報を記入してもらうことで、ケアプラン作成に対する参加意識や介護予防の意識を持ってもらうと同時に、包括の業務の効率化に繋げている。	○	他のセンターも同様の取組みができるよう、センターの自己管理の取組みを保健師看護師研究会に提供し検討を進めている。 わたしの基本情報は、利用者家族が利用者のことを知る機会にもなっており、家族が本人の意思に沿った支援に繋がるものとなっている。		

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	これまでに構築した関係機関との連携を密にし、地域の高齢者世帯に関する情報が早期に入る体制を作る。複合的な生活課題を抱える世帯に対し、多機関や地域住民等と連携・協働し包括的な支援を行う。					
	数値目標	相談割合 計画 48 %	3(3)ウ		27.9 % 相談数 1675 / 高齢者数 5999		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」とともに、 <u>地域資源同士</u> の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	高齢者まもり隊マップ・地域ネットワーク一覧・社会資源マップを更新。高齢者まもり隊、医療連携の一覧表等をセンターに掲示。高齢者まもり隊マップを依頼先へ配付、地域社会資源マップを介護支援専門員や地域の関係者等へ配付し、見守りを依頼、連携先から情報提供される体制を整えている。令和7年度から、地域協議会参加者へも高齢者まもり隊への協力をお願いしている。	○	地域の店舗や医療機関等の見守りを行う資源をまもり隊とし、マップを地域の関係者やケアマネジャー、見守りの依頼先に配付している。今年度は地域活動者にもまもり隊参加を呼びかけ、より幅広く地域の見守り体制を構築している。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	◎	毎日行うミーティングで相談内容の職員間共有を行い、高齢者世帯の中にある複合的な生活課題に早期に気づけるようにしている。高齢者以外の世帯員に対する支援が必要な場合、障がい者支援センターや基幹しゃきょう、生活支援課、生活困窮者自立支援窓口等、関係機関との間に入り、必要時同席する等、しっかりつなぐ支援を行っている。高齢者の相談が終了となる場合にも、課題が残る世帯員に対し、包括を含めた相談先を再度伝えている。必要時基幹包括や、重層支援担当者に相談し、カンファランス開催等の協力と支援を依頼している。障がい分野の機関とも積極的にかすがいねっと連絡帳を活用し情報共有を行っている。医療機関や訪問診療等の専門的な情報を的確に得るため、在宅医療・介護サポートセンターと連携し市民やケアマネジャーに対し情報提供や相談を繋ぐ支援を行っている。サポートセンターとの連携により相談業務の効率化につながっている。介護支援専門員に対する研修会や、高齢者サロンでの出前講座に、サポートセンター職員を講師として依頼し、そこで事業説明の時間も作ることで、サポートセンターの周知や関係機関との連携に協力している。	○	かすがいねっと連絡帳を活用することで効率的に情報共有を行うことができ、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。同一建物内に在宅医療・介護サポートセンターがあることを活かし、利用者やケアマネジャーの医療機関等に関する相談は、在宅医療・介護サポートセンターと連携して遅滞なく適切な情報提供を行っている。ケアマネジャー研修会やサロンでの出前講座においても、在宅医療・介護サポートセンターの周知の機会をつくり、医療に関する課題も含めた包括的な支援体制を推進している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		身寄りのない高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、権利擁護センターと積極的に連携、協力してくれる知人や友人等も支援者を含め、必要時地域ケア会議やカンファランスを実施し役割分担する等、本人の強みを生かした支援を行っている。支援に必要な社会資源をかすがいねっと連絡帳「地域のお助け救急箱」で見える化し、活用し易くしている。高齢者まもり隊協力機関に対し、「おせつかいかもれませんが・・・」のパンフレットを配付し、高齢者以外の相談機関についても周知し、直接連絡を取っていただけるよう依頼している。高齢者や高齢者世帯を包括的に支援できるようになるため、社会福祉士研究会で他センターと協働で「障がい分野の制度等の知識を深めるための研修会」を企画し、市障がい福祉課職員と共に実施した。包括職員だけでなく障害分野の職員や市職員も参加し、関係機関の連携やスキルアップにつながっている。	○	増加が見込まれる身寄りのない高齢者の課題について地域で検討することや、高齢者の見守りネットワークに様々な属性の相談機関が掲載されたリーフレットを配付して、見守りネットワークの拡充など、地域の見守り体制、ネットワーク構築に取り組んでいる。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、本人の意思決定を尊重、住み慣れた地域で望む生活を続けられるよう関係機関と連携し支援する。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、 <u>終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。</u>	3(4)ア	◎	虐待発生のリスクが高い世帯に対し、再発予防だけでなく、発生を予防できるよう、毎日のミーティングでリスク世帯を把握し、「虐待リスク世帯確認票」に記載、毎月のミーティングで対応方針を確認し支援が途切れない様、管理し、対応している。リスクが高いケースでは、必要時に介護支援専門員と同道訪問する等、直接的な関わりを持ち続けている。リスク世帯等に対し必要時、養護者向け(虐待防止)気づきチェックシートを配付、地域のケアマネジャーに対しても配付し、虐待予防の考えや養護者支援についても周知し協力をお願いしている。	◎	虐待発生のリスク要因を項目化し、虐待発生リスクがあると判断した世帯をリスト化して管理している。虐待発生リスク要因を見える化することで漏れのない把握につながり、状況確認を定期的に行うことで虐待防止に繋がる非常に効果的な取り組みとなっている。また、気づきチェックシートをケアマネジャーに配付し、虐待の再発予防及び早期発見に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、 <u>担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。</u>	3(4)イ	○	成年後見制度の活用が必要な場合、高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し後見申立てがスムーズに行われるよう支援を行っている。地区民生委員協議会で権利擁護センターと協力し研修会を実施、担当地域内ケアマネ研修会にて、パンフレットを配付する等、制度の活用が促進されるよう活動している。	○	権利擁護センターと連携し、地区民生委員児童委員協議会で研修会を開催するとともに、ケアマネジャーに成年後見制度の周知を行っている。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、 <u>住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。</u>	3(4)エ	◎	本人の意思決定を支援するため、センター内で意思決定に関する研修会を実施し、支援のプロセスを学び、プロセスにおけるチェックポイントを実践でも活用できるようにしている。個別ケースにおいて必要時に、センター内外の関係者と共に検討会を開催する。地域関係者の意識向上のため、担当地域等のケアマネジャーに対し、項目番号3(5)イに記載の通り、意思決定支援に関する研修会を実施した。	○	センター内で意思決定支援のガイドラインに沿って研修を実施し、センター職員の資質向上に取り組み、実践では関係者にもガイドラインに沿った支援となるよう助言している。地域のケアマネジャーにも同様の研修を行い、利用者の意思決定を支援できるよう取り組んでいる。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		虐待対応ケースの課題の整理や帳票の作成のため、これまでに蓄積されたデータをリスクごとに整理し、リストを作成、新人職員でも課題・目標・対応方法などを項目ごとに選択し、帳票を効率的に作成できるようにしている。	○	虐待帳票に記載内容をリスクごとに整理し、経験が浅い職員が帳票の作成する際の参考とできるようにしている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	担当地域内で、介護支援専門員が多様な社会資源の情報を得やすいようにし、必要な社会資源や地域住民等と直接連携して高齢者とその介護者を支援できる環境を整備する。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	介護支援専門員同士の連携や他機関との連携を目的に地域内で研修・交流会を項目番号3(5)イに記載のとおり開催。地域の社会資源等をかすがいねっと連絡帳プロジェクト「地域のお助け救急箱」を活用し、効率的に情報共有している。必要時、包括が主催する地域ケア会議等に介護支援専門員の参加を依頼し、区長・老人会長・民生委員や地域福祉コーディネーター等と直接関係を構築できるようにしている。	○	地域のケアマネジャー同士や関係機関の顔の見える関係構築のため、交流会や研修会を実施している。また、地域のケアマネジャーに地域ケア会議の参加を呼びかけ、多様な関係者と繋がる場を設けている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	◎	地域の介護支援専門員に対し、意思決定支援(認知症)のプロセスを学び、業務に生かせるように研修を企画し開催、研修の中で、在宅医療介護サポートセンターの担当者から事業説明や事業報告をしてもらい、その後のグループワークで関係作りを行い、介護支援専門員の資質向上につなげている。	○	ケアマネジャーに意思決定支援の研修を実施するとともに、今年度新たに設置された在宅医療・介護サポートセンターと繋がる場を設けている。かすがいねっと連絡帳を活用し、ケアマネジャーと地域の協力者等の情報を共有している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		かすがいねっと連絡帳のプロジェクト「地域のお助け救急箱」で社会資源の共有を行っていることを、主任ケアマネ研究会へ情報提供し、さらに効率的な仕組みができないか他センターと協働で検討を重ねている。情報提供の仕組みを整えることで、地域の介護支援専門員が、介護保険外の様々な社会資源を活用したケアマネジメントが行えるよう働きかけている。	○	かすがいねっと連絡帳で地域の資源の共有を行い、地域のケアマネジャーが社会資源を活用できるように取り組んでいる。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携し、地域特性や地域住民のニーズを把握し、参加者が地域生活課題を身近に感じ解決の取組みを検討できるよう会議を企画、実施する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 0回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	○	市やコーディネーター等から提供されるデータや地域特性を把握し、地域ケア会議等の開催の企画運営を行っている。町内会組織の変遷、地区社協の再編等、地域組織の変化や課題の把握のため、地縁組織のネットワーク一覧表を作成・更新し、コーディネーターと共有できるようにし、効率的に地域づくりを行っている。地域社会資源マップ「わくわくシニアのアクティブマップ」を地域協議会ごとに更新し配付、社会資源の見える化を行っている。地域協議会を、地縁組織中心の地域協議会Aと、小規模の活動団体やボランティアの方等の参加による地域協議会B(わくわく会議)に分けて体系化し、より多くの人に参加してもらい、それぞれの会議の中双方の会議の情報共有を行い運動させ、地域全体の活動の活性化につなげてきた。今後、「つながりプラットホーム」会議への移行を視野に、ABの会議を合同で開催する等、今後の開催方法について検討している。地域協議会での参加者の意見を次の地域協議会や地域活動の展開につなぐため、コーディネーターと基幹包括と共に振り返りを行っている。	○	各地縁組織の変遷を一覧表として作成し、地域特性や変化を把握するとともに、地域福祉コーディネーターと共有することで効率的な地域づくりに取り組んでいる。また、把握した地域特性から地縁組織中心の地域協議会と地域活動団体やボランティアと参加者の性質により地域協議会を分けて開催し、両協議会の情報を共有することで、各々の強みを活かした地域協議会を開催している。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。		◎	コーディネーターと基幹包括と打ち合わせを重ね、地域共生社会を意識した社会資源の再確認を行った上で、地域協議会参加依頼先を検討した。新規に多分野の事業所やCCNet等企業にも参加を依頼、ボランティアコーディネーターには継続的に参加してもらい、幅広い視野で意見交換を行うことができている。協議会で、活動等報告に積極的に動画を活用し、実際の活動の様子や関係者の声や思いをそのまま伝えられるように工夫している。文字等で伝えるよりも臨場感があり、興味を持って聞いてもらうことができている。また、参加者による活動のPRタイムを作り、グループ外の参加者にも情報が伝わり易く工夫したことで、意見交換や顔つなぎが活発に行われている。	◎	地域福祉コーディネーターと連携し、高齢者に限らない事業所や企業などの社会資源の把握を行ったうえで、地域協議会への参加を呼びかけ、地域共生社会の推進に向けた非常に効果的な取組みとなっている。参加者同士が知り合えるよう事前撮影した紹介動画やPRタイムを設けることで、多様な参加者がお互いを理解したうえで意見交換できる場とすることができている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域協議会の参加者の意見を集約し、地域の担い手発掘のための「地域のちから」チラシをコーディネーターと基幹包括の協力を得て作成。このチラシを、おたよりに掲載し周知、地域の集まりや訪問先の家族に配付、地域協議会参加者にも地域での配付を依頼し、地域活動に興味がある人から連絡が入りやすくなるよう、コーディネーターと共に活動している。合わせて「地域協議会へのお誘い」チラシも作成し、初回参加の方等に、気軽に参加してもらえるよう配付している。地域活動団体が広報活動を効率よく行えるよう、昨年度の地域協議会でSNSの活用事例について報告し、今年度はさらにコーディネーターによるインスタグラムの活用や、CCNetによる取材活動について動画により分かり易く情報提供を行っている。	○	地域の担い手発掘に向けたチラシや地域協議会のチラシを作成し、地域の集まりの場や訪問先で地域活動に興味がある人に配付をしている。地域活動の周知のため、地域協議会でSNSの活用について地域福祉コーディネーターから情報提供を行っている。	

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター中部

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度初めに全職員に春日井市の運営方針を配布。包括会議で改めて重点ポイントを毎月の包括会議で周知し全職員が理解、意識できるようにしている。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう整備するとともに、センター内会議で全員で内容を確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	毎月の包括会議にて目標に対する進捗状況を確認し課題については協議している。災害や感染症については年間計画で研修月、訓練月を決め予定通り実施し、随時内容を見直ししている。	○	毎月のセンター内会議で進捗状況を確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	市や法人のホームページ等で求人し、適時面談を行っているが現状としては人員基準、三職種の配置を満たすことはできていない。不足については法人内で柔軟な対応の措置で対応。	△	法人内の他センターと柔軟な職員配置により条例に規定する人員基準を遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない期間がある。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	業務マニュアルを作成し、マニュアルに沿って業務を説明。全職員が経験年数に応じて必要な研修に参加できるよう配慮し、研修参加後は復命書を作成し全員に回覧し内容を共有している。毎月25日に勉強会を開催し、各職種ごとに研修テーマを決め対応の統一とスキルアップの向上を図っている。	○	業務マニュアルに基づいて人材育成を行い、経験に応じて外部研修に参加している。毎月センター内で勉強会を開催し、人材育成に取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	民生委員の定例会、事例検討会、地域の集まりの場(サロン)に出席し、顔の見える関係を継続している。包括のチラシや包括新聞は適時発行し、包括中部独自で作成した集まり・お助けマップも年2回更新したうえで案内し周知している。	○	地域の集まりの場に向いてセンターチラシ及び地域資源や協力店舗を記載したマップを配付し、周知啓発に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	サービス事業所からの情報や最新情報はデータ化し、必要な情報がいつでも取り出せるようフォルダを作成している。ホームページや、事業所からの案内を活用し相談者に見合った情報を複数提案し、選択できるよう工夫している。	○	データ化したサービス事業所のチラシやホームページを用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	法人が作成している規定に定めている個人情報の取り扱いに基づき管理保管している。個人デスク、書庫は施錠できるものを使用し、夜間は事務所を施錠。パソコンについては外部、他部署の職員が操作できないよう対応している。	○	法人作成の個人情報保護規定に基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人が作成している規定集、管理運営要項にて手順を定め、職員と要因分析、再発防止について協議し全職員が改善や再発防止が意識、対応できるようにしている。年2回、第三者委員会へ報告を提出し委員からも意見を得て更に共有し再発防止を強化している。	○	法人作成の規定集及び管理運営要項に基づき、報告手順等を定め適切に対応している。苦情内容を全職員に共有し、要因や再発防止策について意見交換を行い、改善に努めている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者がもつ能力を本人と一緒に考え、自らが目標や方針を決定できるよう支援する。早期から高齢者自身が介護予防の必要性について知ることができ、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう自己管理ができるツールを作る。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 45 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 8 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.4 % (127 人/ 9200 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 23 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 1 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	検討が必要なマネジメント対象者については3職種で意見交換し方向性を決めている。毎月の包括会議にて件数や分類、療法師等派遣事業の件数等を共有し課題については3職種で協議しケアプランの作成に役立てている。	○	全ての利用者をデータ化することで複数の項目による分類を可能とし、インフォーマルサービスなど保険給付サービス以外を積極的に利用したプランを分類し参照することで、多様なサービス利用の視点を持つことができるようにしている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)あいゆう居宅介護支援事業所[占有率25%] 介護予防支援 (第1位の事業所名)マイタウンケアプランセンター[占有率14%]		
③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。		3(2)ウ	○	介護予防手帳、エンディングノート、マンダラチャートを活用し、利用者の意識向上と自己管理に向けた働きかけをしている。マンダラチャートについては効果的な自己管理を目指すために事例集を作成。	○	利用者自らが目標に対してやることをマンダラチャートとして作成して可視化し、毎月達成状況を振り返る様式とすることで自己管理を促している。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	利用者の生活歴や意向を聞き出し、時間軸(過去、現在、未来)に合った地域の資源情報を紹介や提案し外出の機会の確保や交流の機会を増やし卒業や自立に向けて働きかけている。委託先に対しても集まり・お助けマップや地域の集まりの場の情報を発信し、インフォーマルも含めた支援を促している。	○	エンディングノートを動機づけとして活用し、本人が望む生活を聞き取り、その内容からサロンや居場所の提案を行う等、介護予防及び自立に向けた支援を行っている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	相談の窓口として地域包括支援センターの周知を強化すると共に、地域で世帯が抱える課題を早期発見、途切れることのない支援体制が提供できるよう関係機関同士のネットワーク内で情報共有される体制をつくる。					
	数値目標	相談割合 計画 30 %	3(3)ウ		20.3 % 相談数 1870 / 高齢者数 9200		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」とともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	定期的に民生委員の定例会に出席、継続的な支援が必要なケースは情報共有し、日頃の見守り活動や声かけを依頼している。地域資源の情報は現在30ヶ所あり、高齢者の集まるサロンや喫茶店へ直接訪問や聞き取りをし情報を更新。更新した情報は地域住民、30ヶ所の集まりや店舗、民生委員、ケアマネジャーへ配布。地域協議会や民生委員の定例会でも発信し支援者同士の繋がりを構築している。	○	サロンや高齢者が集まる店舗等へ訪問して社会資源マップを更新し、配布している。集まりの場の活動内容を発信することで、集まりの場同士が繋がるきっかけとしている。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	新規相談時に世帯状況や緊急度の有無を把握し、記録したうえで全職員で共有している。多機関との連携が必要なケースは、3職種で協議した上で重層担当、自立支援相談コーナー、権利擁護センター、基幹しゃきょう等の機関へ相談し、多機関で共有や対応している。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		毎月地域別で件数を算出し、地域ごとの課題をセンター内で共有している。把握したうえで、ケア会議の必要性等を協議している。	○	相談内容と地域資源情報をあわせて町別に管理・分析し、データ上で共有することで効率的に地域課題の把握、地域ケア会議の開催へ繋げている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	認知症や、独居高齢者の尊厳を守り、高齢者本人の意向を踏まえ判断能力が低下しても住み慣れた地域で望む生活が実現できるよう支援する。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待対応の経過、終結後の情報は一覧にし管理している。職員がいつでも確認できるようにし、月1回の包括会議にて情報の共有と、困難ケースについては他機関との連携を含めた協議をしている。養護者支援については、ストレスチェックを活用し介護負担等を把握し訪問の都度、変化や状況確認し再発防止に努めている。	○	法人内で虐待の勉強会を開催し、言動等から早期にリスクを把握し、センターへ相談が入るように働きかけている。虐待対応の進捗を一覧で管理するとともに、ストレスチェック表を活用し再発防止に努めている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	○	地域住民に対して、日常生活自立支援事業と成年後見制度についてリーフレットを配布することができることとできないことを説明。チェックリストを活用し認知機能が低下し判断や管理ができなくなっている高齢者に対して、医師への相談、権利擁護センターへの相談をし日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用ができるよう支援している。何件か相談し、1件は支援に繋がりがお互いに情報共有や連携を継続している。	○	地域住民に対して成年後見制度等の周知啓発を行うとともに、個別事例では権利擁護センターと連携し、支援を行っている。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	○	独居高齢者、身寄り無しの高齢者については一覧表に情報をまとめ可視化している。まとめエンディングノートや、はるのひを配布し認知機能が低下する前に情報提供している。認知機能低下が心配な高齢者に対しても同様にエンディングノート等を配布したり権利擁護センターの情報を伝え、必要に応じて繋いでいる。	○	独り暮らしの身寄りがない高齢者を一覧にし、認知機能低下に備え、エンディングノートを活用して今後の生活を考える支援を行っている。必要に応じて権利擁護センターへ繋いでいる。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		社会福祉研究会にて作成したストレスチェックを活用し、養護者の支援、再発防止(変化の確認)に努めた。養護者支援が困難なケースは基幹包括に相談のうえで市の重層に繋げ支援会議に参加し多機関も含めた協議を行った。	○	困難事例は、社会福祉法に基づく支援会議の開催を依頼し、多機関で検討を行った。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が抱えている課題を把握し、地域住民や医療関係者などと連携して利用者の支援がしやすい環境を整える。資質向上のために介護支援専門員と協働し研修会を行う。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	重度化する要介護者に対する地域づくりの一環とし、訪問介護の供給が減っており事業所を探すことに困っていると多く意見があがった。そのため、ICTの効率的な活用について検討し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と訪問介護事業所をマッチングさせるヘルパーSOS予約表を作成。運用は協議中。	○	ケアマネジャーのヘルパー事業所を探すことが負担という声から、インターネット上でヘルパーの予約表を試行し、ヘルパー事業所とケアマネジャーを繋ぎ、ケアマネジャーの負担軽減に繋がるよう取り組んでいる。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	◎	介護支援専門員へ日頃の支援状況の中での課題や、地域づくりで求めている点ととりまとめ医療連携について課題が出たため、昨年度に引き続き研修を企画。薬剤師との座談会を11/19に実施予定。今後増えていく認知症高齢者に対する支援と、効率的な情報共有をテーマとし、顔を合わせる事で共にリアルタイムで課題解決と連携に向けたツールを作る事を目的としている。	◎	かすがいねっと連絡帳を活用し、ケアマネジャー同士が抱える課題を随時で発信できる場を整え、互いに必要な情報を提供し合える効果的な取組みとなっている。共有された課題からケアマネジャーと薬局が迅速に相談できる情報連絡票を作成し、かすがいねっと連絡帳を活用した連携強化に繋がっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		介護支援専門員の後方支援をする際に、公的なサービス以外の相談を受ける事も多いため、多職種との連携が円滑に行えるよう事業者や地域に関する情報収集、情報提供に努めた。情報の収集や発信にはかすがいねっと連絡帳を活用した。	○	ケアマネジャーに地域のサロンや家族介護者交流会等の情報共有を行い、後方支援を行っている。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	多様な地域の関係者が我が事として地域の問題解決に取り組み、地域の企業や店舗と連携できる体制を構築する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	◎	地域福祉コーディネーター、基幹包括からも地域の力のある人や場所の情報を得て直接話をしに行き現状と課題について共有し、地域協議会へ参加してもらった。上条地区で開催している年2回の「つながりマーケット」、令和7年度に立ち上がったスターボックスでの「俳句サロン」、勝川分室で開催している「ちょっと話し隊」には地域福祉コーディネーターと顔を出し現状の把握と、新たな課題(今後の担い手等)を把握。新たな課題や新たな発展に関しては地域福祉コーディネーターを中心に参加者や次の担い手に働きかけを行いサロンの継続と新たな活動への企画をしている。	○	地域福祉コーディネーターとともに地区内の店舗等を訪問し、店舗から見た地域課題を把握して、共通課題を見出し地域協議会の企画を行っている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。		○	地域福祉コーディネーターと協働で地域協議会の参加者を協議し、地域で活動している高齢者のみならず多くの企業や新しく地域にできた店舗に参加してもらった。今後できることについてマッチングを働きかけ、既存の場所での新たな活動や協力について興味の声があったため、2回目の地域協議会に向けて検討予定。	◎	センターが聞き取っている店舗の思いや迷いを踏まえた地域協議会を企画したことで、地域課題とした認知症に対して企業や店舗等も自身ができることに気づき、同時に「新しい認知症観」も知ったことで、地域の多様な主体が認知症当事者を見守りつつ社会参加を意識した関わりができる非常に効果的な取組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		常に地域福祉コーディネーターと情報を共有し、地域関係者や企業の顔を出す際には共に動いた。地域共生の実現に向けて高齢者を支援している機関にこだわらず、多くの活動をしている方と出会い、包括支援センターを周知できたため今後の協力や活動の幅を増やす事が期待できる。認知症高齢者の増加や相談の増加が多くなり地域協議会を認知症月間に行ったことで、認知症支援の理解や興味が深まり今後の誰もが住みやすいまちづくりに向けた進展に向けた取組みを行った。	○	高齢分野に限らない機関や企業、店舗等と繋がり、センターの周知及び新しい認知症観の理解を広めた。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名: 地域包括支援センター西部

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	実施要綱、運営方針を毎月のミーティング時に共有している。いずれも全職員へ印刷して配布し、常に確認できるようにしている。中途採用者に対しても同様に説明を行っている。	○	年度当初に全職員で確認し、事務室に保管して常に確認できるように取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	・事業計画は、事業所内に掲示し常に確認できるようにしている。具体的な取組内容を一覧にまとめ、毎月のミーティングで進捗や達成状況を確認することで、計画的に実行することができた。 ・BCPを作成し、ミーティングで内容を共有。非常災害や感染症の発生時に必要とされる備蓄品をリスト化し、定期的に物品管理・全職員で使い方や場所を確認している。実行計画表を作成し、机上訓練(5月)と勉強会(9月: 広報包括と合同)を実施。より専門的な知識が得られるよう、感染症管理認定看護師へ勉強会の講師を依頼した。机上訓練の反省と勉強会の振り返りを行い、改めて訓練を実施予定(12月)。非常災害等に関し、全職員の意識向上に繋がっている。	○	取組内容の一覧を作成し、毎月のミーティングで進捗状況を確認している。非常災害に備え、想定訓練及び勉強会を実施している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	三職種は欠けることなく配置しているが、人員基準を満たすことができていない。職員の募集を継続している。	△	条例に規定する人員基準は遵守していたが、人員配置評価基準を満たしていない期間がある。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	・社会福祉士研究会で作成された新入職員教育用チェックリストを用いて、新入職員が対応可能な業務の進捗状況を確認している。専任の教育担当およびセンター長が定期的に面談し、特性や心身の状態を確認しながら個々のペースに合わせて指導を行った。離職防止にもつながっている。 ・外部の研修に参加し、研修内容は随時ミーティングで全職員に伝達講習を行っている。専門職としてより専門性を高められる研修および高齢者分野以外の研修も受け、支援センターの業務に必要な知識を習得する機会を増やし、業務に活かしている。 ・法人独自の能力評価表を用い、レベル別の求められる能力や果たすべき職務を確認し、スキルアップの計画や目標設定を行った。評価を定期的に行っている。 ・虐待発生高リスクチェックリストを作成し新規相談受付時に必ず実施している。新入職員や経験の少ない職員でも虐待事例やリスクについて日頃から意識することで、早期にリスクに気づけるようになり、センター内での相談や情報共有ができるようになった。	○	新入職員には、社会福祉士研究会で作成された新入職員業務確認表を活用し、教育担当が振り返りや助言等を行っている。外部の研修に積極的に参加し、参加後はセンター内で伝達研修を実施するなど、職員の資質向上に努めている。法人の能力評価表を用いてスキルアップ項目を定め、定期的に評価と振り返りを行っている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	・地域住民が多く利用する地区内の郵便局へ、広報「目からウロコだより」と西部包括の案内チラシの設置を新たに開始した。ATMの隣に設置してもらい、幅広い年代の方の目に留まるようになっている。医療機関や店舗への配布、町内会での回覧は継続し、包括の周知や情報発信を行っている。 ・サロンへの定期訪問や民生委員協議会への参加は継続しており、地域住民と直接顔を合わせる機会を設けている。また、民生委員へは、実際の包括の対応事例や地域づくりについて共有を行った。相談しやすい関係づくりに繋がっている。	○	医療機関や店舗、町内会にセンター便りの配布を依頼するとともに、サロンへ定期訪問や出前講座を実施しセンターの周知・啓発を行った。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	複数の事業所のパンフレットを常に携帯し、どのタイミングでも提案が行えるよう体制を整えている。単一のサービス種別のみでなく、複数のサービス種別や自費サービスを含め、説明と提案を行っている。住宅改修は相見積もりの提案を欠かさず行っている。	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、情報を厳重に管理している。書類の持ち出しは、持出管理表を用いて確認を行っている。本システムを適宜見直し、継続的に改善している。定期的に職員研修や教育を実施している。	○	法人作成の情報保護・管理システム基本方針に基づき、適切に個人情報の保護及び管理を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	受付担当者をセンター長とし、苦情を受けた場合には速やかに対応策について法人管理者とともに検討する体制となっている。対応内容の記録を作成し、市へも記録の写しを提出して再発防止に努めることとしている。今年度も苦情は受けていない。	○	法人作成のマニュアルに基づき適切に対応し、内容を記録したうえで、法人管理者と検討策を検討する体制が整っている。
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、利用者本人、ご家族とともに目標を共有して高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた支援を行う。					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 35 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 5 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 2.0 % (158 人 / 7,961 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 44 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 4 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	・各専門職でケアプランを確認後、ケアプランを疾患別で分類、さらにサービス種別で分類している。同一の既往のケアプラン作成や更新時、新人教育等で参照する事で、既往に応じた再発予防、重症化予防、医療情報の共有事項をセンター内で統一して取り組めるようにした。経験年数に関わらず、全職員が活用し、適切な働きかけを行っている。	○	ケアプランを疾患別に分けたくうえで、サービス種別で分類し、既往に応じた重症化予防及び再発予防にセンター全体で取り組めるようにしている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (ケアプラン悠) [占有率 14%] 介護予防支援 (高齢者生協在宅支援センターぬくもり) [占有率 9%]		
③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。		3(2)ウ	○	・利用者が自身で決めた取り組みの実施有無を記録し、継続した期間を一目で確認できるよう、利用者合ったツールの配布を行った。手書きでメッセージを添え、前向きに取り組みが続けられるよう、意識付けを行った。 ・介護予防手帳を配布し、サロンへ継続的に参加する意義や、意識的に健康管理を行う効果について説明を行った。	○	利用者自ら取り組みの実施を確認できるよう、利用者それぞれの生活動作で目にする、使用するものを自己管理のツールに加工することで、継続を促す取り組みとなっている。また、サロン参加者に介護予防手帳を配付し、継続的な自己管理を促している。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	・オーラルフレイル予防として、基本チェックリストで口腔機能の低下の対象者や、口腔の相談をされた方、サロン参加者に対して、誤嚥予防プログラムの案内や介護予防手帳を用いた説明・指導を行った。その後効果測定を実施している。 ・全職員がふれあい交流マップを持ち歩き、サロン等の提案時に活用。また、民生委員やサロン代表者と連携を図り、地域活動への参加など自己管理を行うことで、介護サービスを利用せず自立した生活を営むことができる利用者が増えた。	○	基本チェックリストで口腔機能低下に該当があった場合やサロンにおいて、誤嚥予防プログラムの案内や介護予防手帳による自己管理を促し、オーラルフレイル予防に取り組んでいる。民生委員児童委員やサロン代表者と連携し、サロンの参加を通して介護予防や自己管理が行えるよう体制を整えている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等		◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施し適切な対応をするため、社会資源の把握、関係機関との連携を行い、支援のネットワークの構築や住民のニーズ把握を行う。					
	数値目標	相談割合 計画 40 %	3(3)ウ	31.0 %	相談数 2,471	高齢者数 7,961	
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」するとともに、 <u>地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。</u>	3(3)ア	○	・社会資源情報を見える化した「ふれあい交流マップ」を医療機関、圏域内の居宅介護支援事業所、民生委員へ配布し、情報共有を行った。地域づくりに関する問い合わせ先として地域福祉コーディネーターの連絡先を記載し、包括を窓口としなくても関係者同士で連携し見守りができる体制づくりを行った。 ・定期的にマップの活用状況の確認や、マップの記載方法や活用について意見の聞き取りを行い、見直しや見守り体制の検討を行った。 ・警察、郵便局、地域の企業と面談を行ったり地域ケア会議への出席を促し、地域福祉コーディネーターと関係機関が直接連絡が取れる体制を整えた。 ・高齢者がよく利用する郵便局、コンビニに包括の周知と見守りネットワークの協力依頼をし、支援を必要とする地域住民の把握や、郵便局員やコンビニから相談が入りやすい体制を整えた。 ・目からウロコだよりを設置している見守りネットワークには医療機関や店舗等、多様な主体が含まれており、今回郵便局が追加し市内35箇所に増え、効率的に包括の周知、情報発信・情報収集ができるネットワークを構築している。	○	地域資源マップを配付し、地域の関係者同士を見える化したうえで、地域ケア会議により地域の関係者同士が繋がり情報共有できるよう取り組んでいる。店舗等の多様な主体に見守りを依頼し、連携及び情報共有のネットワークが構築されている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項	②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	・複合的な課題を抱えるケースは関係機関との連絡調整や多機関でカンファレンスを行い、各機関で役割分担を行いながら支援を行っている。 ・保健事業と介護予防の一体的実施の事業にて、必要な支援が届けられるよう、利用者および家族の関係機関(CM)と連携を図って世帯状況を把握し、家族と連絡調整を行いながら、同行訪問の提案を行うなどの働きかけを行った。事業が円滑に実施できるよう貢献した。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。保健事業と介護予防の一体的実施事業では、ケアマネジャーと連携し、調整及び同行訪問を行った。
			3(3)	○	・サロンに定期的に出向いたり、民生委員協議会に出席する事で、相談しやすい機会を増やしてニーズを把握した。 ・保健事業と介護予防の一体的実施の事業が地域で効率的に実施できるよう、地域福祉コーディネーター、地区社協、医療機関、サロン、市と連絡調整して協議の場を設け、開催時の支援や広報による周知等を行った。ICTを活用し効率的に情報共有を行った。 ・エリア内の区画整備により転居が必要な世帯に対し、市営住宅等の紹介や応募要項のお渡しや、ご自身や家族で物件探しに難しい場合は、不動産業者に連絡や店舗に同行する等し、住まいの支援を行っている。	○	民生委員児童委員協議会や地域の集まりの場に出向き、顔の見える関係構築に努めた。保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、多機関と調整し、開催の支援を行った。区画整理で転居が必要な世帯に対し、不動産会社等と連携し、住まいの支援を行っている。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者の権利を尊重するための権利擁護業務を果たす。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、 <u>終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。</u>	3(4)ア	○	・虐待が懸念されるケースを早期に見発見できるよう、高リスクチェックリストを作成し、新規相談受付時に必ずチェックを実施している。経験の少ない職員も虐待についての意識が向上し、いち早くリスクに気づけるようになった。チェックリストに該当するケースには受付票とカナミックに「★」マークをつけ、対応の詳細の指示は注意者リストに記載することで、新人やパート職員でも適切な対応ができていた。★マークのケースについては他のケースより密に申し送りや対応方針の検討を行い、必要時は2名体制で対応し、虐待防止に取り組んだ。 ・虐待対応のリストを作成し、毎月のミーティングで共有と進捗状況の確認を行っている。終結後も再発の懸念が高いケースは対応方針を検討し、随時電話連絡や訪問、職員へ対応方法の助言や共有、CMへの働きかけを行い再発防止に努めた。	◎	虐待発生リスク要因を項目化してチェックリストを作成し、新規相談の受付時に確認することで本人及び家族のリスクを把握するとともに、該当したケースは相談システム上で誰でも一目で分かるよう印をつけ、全職員が虐待予防を意識した対応ができる非常に効果的な取組みとなっている。また、虐待対応の進捗をリストで管理し、毎月のミーティングで確認を行うとともに、終結後は再発のおそれの高いケースを担当するケアマネジャーと密に情報共有及び対応の検討を行い再発防止に努めている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、 <u>担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。</u>	3(4)イ	○	権利擁護センターと連携し、地域のサロンにて講義を依頼、地域住民へ成年後見制度や終活サポート事業の活用について周知と啓発活動を行った。	○	権利擁護センターと連携し、地域のサロンで成年後見制度や終活サポート事業に関する出前講座を実施した。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、 <u>住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。</u>	3(4)エ	○	・判断能力が低下しても、支援者が一方的に方向性を決めたり、家族の意向のみで進めたりせず、本人の意向を確認しながら対応できるよう、多機関でカンファレンスを行ったり同行訪問したりするなど、CMや医療機関へ働きかけを行った。必要時は成年後見制度の利用を促し、権利擁護センターと連携が図れるよう情報共有を行った。 ・地域の店舗や企業と連携して、認知症の方にも適切な対応ができるよう情報共有を行い、地域で認知症当事者の気持ちを理解する事ができるよう働きかけた。 ・郵便局局長と面談にて情報共有を行い、包括について周知してもらうことで、相談しやすい関係づくりを行った。また、認知症が疑われるお客様への対応について、認知症サポーター養成講座やONEアクションセミナーの開催について情報提供を行い、包括など適切な支援機関に繋がるよう働きかけた。	○	認知症当事者の支援として、意向を聞き取り、当事者が自分らしく役割を持って生活できるよう支援および周囲の関係者に対する働きかけを行った。また、企業や店舗等に認知症地域支援推進員と同行訪問し、認知症サポーター養成講座の実施や情報提供を行い、認知症当事者への関わりについて店舗等に働きかけを行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)	2	・全職員が適切な意思決定支援ができるように、意思決定支援に関する研修に参加し伝達することや、参考資料を共有し職員の意識付けを行った。 ・効率的に詐欺被害防止に関する情報が地域に広く共有されるように、CMIにはかすがいねっと連絡帳で、地域住民にはサロンや目からウロコだよりで、詐欺発生時や詐欺に関する情報を共有している。また、移動販売車やデイサービスにチラシの掲示を行い、詐欺被害に対する危機意識向上に努めた。 ・特殊詐欺被害防止の取り組みの必要性を抽出し、警察や地域の店舗(コンビニ)に依頼し地域ケア会議を開催した。今後地域で多世代が参加できる模擬訓練や防犯教室の実施を予定している。地域協議会で得た啓発活動の案をニーズをもとにツールを用いて広く地域住民へ周知し、特殊詐欺に対する危機意識が高まった。	○	意思決定支援に関する研修に参加し、センター内で伝達研修を行っている。詐欺被害等の情報をかすがいねっと連絡帳やセンター便り等を通して広く地域に周知している。また、詐欺被害の事例から警察や店舗等を巻き込んで地域ケア会議を開催し、多世代が参加する訓練を予定している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	高齢者へ包括的な支援を行うため、介護支援専門員の後方支援を行い、多様な関係機関と連携して利用者の支援が行えるように環境整備を行う。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	・鷹来包括と10月に合同でCMと民生委員の交流会を開催。共通で興味関心のあることをテーマとすることで活発な意見交換や情報共有が行えるようにした。話し合いのなかでお互いの役割や情報を知る機会となり、繋がりを築ける場となった。	○	ケアマネジャーと民生委員児童委員が互いを知る機会を定期的につくり、ケアマネジャーが民生委員児童委員と連携した支援ができる体制を構築している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	・かすがいねっと連絡帳等ICTを活用して効率的に、圏域内の居宅介護支援事業所へ定期的に研修案内等を配信している。 ・主任ケアマネ研究会で行った、CM向けの虐待関連研修や多様化・複雑化する課題に対応するための研修会について、圏域内の居宅へ案内し参加を促した。多様化・複雑化する課題に対応するための研修では地域のCMからファシリテーターを募集し、研修内で主体的に役割を担えるようにした。	○	かすがいねっと連絡帳を活用し、地域のケアマネジャーへ研修案内など必要な情報を共有している。圏域内の居宅介護支援事業所に主任ケアマネ研究会が主催する研修の参加を促した。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		・ケアマネ交流会にて災害時の応急処置と日頃の備えについての勉強会を実施し、居宅での訓練の参考になるように支援した。 ・支援困難事例では、カンファレンスの積極的な開催や、同行訪問、CMとの面談を設けるなど後方支援の体制を整え、必要に応じ他機関との連携が図れるよう援助している。 ・社士研で作成された生活困窮時の情報一覧をCMIにかすがいねっと連絡帳で周知・共有。CMが抱えているケースで経済的支援などが必要になった時に、適切な制度や関係機関、社会資源等につなぐことができるように情報共有を行った。	○	災害時の備えに関する勉強会を実施し、ケアマネジャーが事業所での訓練の参考とできるようにしている。困難事例は、カンファレンスや同行訪問等を行うとともに、かすがいねっと連絡帳を活用しケアマネジャーに制度や地域資源等の情報共有を行っている。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域課題を住民や活動団体と共有し、地域福祉コーディネーターと連携しながら、参加者が主体となって取組み創設ができるよう支援する。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 4回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 3件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	◎	・エリア内で起こった特殊詐欺被害のケースから、対策・予防の必要性を当事者・家族・地域住民が感じ、地域のコンビニに共有し、少しでも詐欺被害を防止したいというコンビニ職員の思いから警察へ協働依頼し、住民も巻きこんで啓発につなげた。 ・交通・買い物に関して不便を感じている声からニーズを抽出し、スギ薬局に協力依頼をし、地域事業所や住民と検討を重ね移動販売につなげた。 ・地域住民の作品の活用方法に関する課題に対し、地域福祉コーディネーター、地域の社会福祉法人と連携して、地域で開催する多世代交流会にて作品を活用できる体制づくりを行った。地域住民が楽しみを継続し、やりがいをもって作品づくりが続けられるよう支援した。	◎	個別事例に関連した店舗等も呼び込んだ地域個別ケア会議を開催し、会議を重ねて参加者の声から地域アセスメントを深めることで、企業や警察などを巻き込んだ見守り体制の構築や地域資源の創出につながるとともに地域共生を意識した地域協議会の開催にも繋がる効果的な取組みとなっている。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組みを検討できるよう行っている。		○	・今まで関わりのなかった警察、郵便局、地区内の複合施設職員等、企業や多機関に参加を促した。地域課題や事例について、直接関係機関から話してもらい、地域住民や関係者と共有する機会をつくり、参加者同士で日頃の考えや思いを知る機会とした。意見交換により、地域活動の活性化を図った。参加者の意見をもとに、地域のニーズに合わせたツールの活用や取組みを行うことができた。 ・地域住民が主体では解決しづらい地域課題に対し、地域貢献に積極的な企業と連携して、住み慣れた地域で支え合いながら生活ができるよう取組みについて検討を行ったことで、社会資源の充実が繋がった。	○	多様な主体に地域協議会の参加を呼びかけ、地域の関係者と企業等が繋がり、地域住民だけでは解決が難しい地域課題を企業等と連携し検討することで地域で支え合う取組みに繋がった。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		・牛山地区社協と地域課題を話し合い福祉大会にてフレイル予防教室が行えるように地区社協、コミュニティナース、市と連携をとり企画・実施した。来年度の福祉大会では警察による詐欺被害防止に関する内容を企画している。より地域住民のニーズに沿った行事内容となるよう支援している。 ・昨年度立ち上げた高山にここサロンに奇数月に出前講座で訪問し、その他のサロンにも定期訪問している。地域住民のニーズの変化の把握や、サロンの活動が継続できるように支援している。サロンや老人会等の運営に課題があった際には地域福祉コーディネーターと今後の対応を検討。充実したサロン等の運営や存続ができていく。 ・地域で開催する多世代交流会に、協力員として準備や企画に参加したことにより、活発な地域交流の場に一翼を担っている。また、地域の関係者との関係を深める事ができ、かつ、地域福祉コーディネーターと連携が図れる体制づくりを行った。今後の継続的な地域活動へ繋げることが期待できる。	○	地区社会福祉協議会や高齢者サロンを訪問し活動支援している。また、地域の多世代交流会の企画に参画し、多様な地域の関係者と地域福祉コーディネーターが繋がる支援も行っている。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和7年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名:地域包括支援センター味美・知多

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度初めに、実施要綱・運営方針を全職員で確認し、共有している。いつでも閲覧し、確認ができるようにしている。	○	年度当初に全職員で確認し、常に確認できるように取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	事業計画を全職員へ配布し、毎月の部署のミーティングにて、事業計画に沿って進捗状況の確認、内容の相談・検討を行った。8月には事業所内でいくつかの状況を想定しグループに分かれて「業務継続計画(BCP)訓練行動計画書」を作成。また、災害伝言ダイヤル(171)体験利用を活用し災害発生に備えて利用方法を周知し職員の意識を高めた。	○	年度当初に職種ごとに担当事業の計画を作成し、全職員に配付するとともに、毎月のミーティングで進捗確認を行っている。非常災害に備えた取り組みを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。
	人材育成	職員の職種や経験等に応じた計画的な人材育成を行っている。	3(1)ウ	○	新人職員向け業務別リストを作成し、新人研修を行った。法人研修、その他の外部の研修(マナー研修やロジカルシンキングの研修など)に参加した職員は、毎月の部署のミーティングで研修内容を発表し、職員間で意見を交換している。また、包括業務に関わることで、自分で調べたこと、市役所に確認したことは、パソコンに入力。資料などを部署内に回覧したり、ミーティング等で説明したりして情報共有し、お互いに資質向上ができるように努めている。	○	新入職員育成のチェックリストを作成し、業務別に達成状況が確認できるよう人材育成を行っている。法人の研修や外部研修に参加し、研修内容を全職員に共有及び意見交換を行い、職員の資質向上に努めている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	サロンや区会、民生委員協議会、老人会などの定期的な集まりに参加し、包括のチラシやあじった通信(季刊誌)、社会資源マップ、権利擁護の啓発チラシなどを配布し、周知・啓発を行った。また、事業所の入り口にラックを設置して、訪問者が気軽にチラシを手にとれるようにしている。	○	地域の集まりに出向き、センターのチラシや便り、社会資源マップ等を配布し、センターの周知啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	複数の選択肢を提示・提案している。	3(1)オ	○	ハートページや各サービス事業所のパンフレットを活用し、本人が自分の意思で複数の事業者から選択ができるように支援している。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を用いて、複数の選択肢を提示し、利用者の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	個人情報取り扱いマニュアルのファイルを作成し、定期的に全職員に回覧することで、個人情報の取り扱いに対する意識付けを行っている。利用者の個人情報を含む書類に関しては、鍵のかかるキャビネットに保管している。	○	法人の個人情報マニュアルに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情処理マニュアルにより報告手順を定め、マニュアルに沿って対応をしている。苦情を受け付けた際は、苦情相談受付票に記載し、全職員で内容を共有し再発防止に努めている。	○	センターの苦情対応マニュアルに基づいて内容の記録や対応策の検討を行い、適切に対応している。
介護予防 ケアマネ ジメン ト 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	立案したプラン内容について共有・分析し、自立意欲を促す適切な介護予防マネジメントを実施する					
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 15 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 計画 2 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.4 % (94 人 / 6753 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 23 件 ケアマネジメントC請求件数(配食を除く) 1 件		
	介護予防ケアマネジメント	①支援した利用者のケアプラン等を項目ごとに分類し、参照できるようにしている。	3(2)ア	○	PC上で疾患別にフォルダを分けてケアプランを分類しており、ケアプラン作成時に各自参照できる状態にしている。	○	疾患別に分類したケアプランをデータで管理し、同一の疾患のケアプラン作成時に参考とできるよう整備している。
	介護予防ケアマネジメント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (ひかりの森介護相談) [占有率 17.4%] 介護予防支援 (ひかりの森介護相談) [占有率17.1%]		
	③介護予防手帳等のツールを活用し、利用者の継続的な自己管理を促している。	3(2)ウ	◎	昨年の疾患別統計の結果心疾患が多く、心疾患予防リーフレットを作成し、裏面に心疾患予防のチェックリストも載せ自分で健康の自己管理をできるように、講座にて配布した。	◎	地区内の疾患割合を分析し、結果と心疾患予防のチェックリストを載せたチラシを作成して疾患への意識と予防の行動に繋がるものとなり、サロンや出前講座で介護予防手帳とあわせて配付することで、自己管理を促す効果的な取り組みとなっている。	
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	利用者様へ自己管理の意識づけを職員が説明がしやすいようにCプラン作成のためにテンプレートを作った。	○	Cプランで利用者に伝えるべき文言を作成し、職員内の意識づけを行っている。

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	センターが総合相談を実施する中で、社会資源を把握し見える化することで、関係機関同士の連携を図る。					
	数値目標	相談割合 計画 25 %	3(3)ウ	33.1 %	相談数 2232 / 高齢者数 6753		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る地域資源を「見える化」するとともに、地域資源同士の連携や情報共有の体制を構築している。	3(3)ア	○	新しく作成した包括支援センターの広報や季刊誌を作成し、社会資源をまわって配布した。区会などに社会資源マップを配布することにより、関係機関それぞれが連携を図れるように促した。老人会から講師の依頼に対し、適切な関係機関につなげ、より専門的な指導を受けられるようにコーディネートした。緊急対応フローチャートを作成し、圏域のケアマネジャーに10/15防災研修で配布した。8月にサロンにて地域包括支援センターについて講座を行うことで、地域包括支援センターの業務について周知した。	○	地域の関係者のほか店舗等に地域資源マップの配付先を広げ、地域の関係者同士の繋がりを促しつつ、不動産会社など地元店舗等とセンターが情報共有できる体制ができています。独自の安否確認フローチャートを作成し、情報収集と共有、対応の判断が迅速にできるようにしている。
		②複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、多機関と連携・協働して包括的な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な生活課題を抱える世帯を把握した際は、障がい分野ではある、生活困窮では自立支援相談と生活支援課など多機関と連携・協働して包括的な支援を行った。	○	複合的な課題のある世帯の支援の際には、世帯全体に包括的な支援が提供されるよう、他の相談支援機関等と連携して対応している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		包括から地域住民や民生委員、店舗が登録している知多町SNS部(ラインのオープンチャット)や圏域ケアマネジャーが登録しているかすがいネット連絡帳を引き続き活用して研修の案内など周知を行った。	○	LINEのオープンチャットを活用し、地域住民や民生委員児童委員、店舗等にセンターの周知を行い、見守り体制の構築に繋げている。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者を虐待や権利侵害から守るため、早期発見に努め、関係機関と協働し権利擁護に努めていく。					
	虐待対応・養護者支援	虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	気付きチェックシートの活用をはじめ、虐待などリスクの高い世帯はミーティングの際に事業所内で情報共有して虐待防止に取り組み、終結した世帯には再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、包括職員が訪問したり、ケアマネジャーと情報を共有体制を整えることにより、情報共有し、支援を継続している。	○	虐待発生リスクが高いケースは、ミーティングで情報共有及び検討を行い、虐待予防に努めている。虐待対応の進捗をリストで管理し、終結後は担当ケアマネジャーと情報共有を密に行い、再発防止に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、担当地域内の住民や事業者に対する取り組みを実施している。	3(4)イ	○	季刊誌にて成年後見制度についてお知らせしている。「人生設計・意思決定支援に関する研修」を地域住民や圏域のケアマネジャーを対象に開催することで、成年後見制度に関する知識を高めた。	○	地域住民及びケアマネジャーに対し意思決定支援に関する研修を実施し、権利擁護センターや成年後見制度の周知啓発を行っている。
	意思決定支援	認知症等で判断能力が低下する高齢者が、住み慣れた地域で意思表示、意思決定ができるよう取り組んでいる。	3(4)エ	○	地域住民、民生委員、圏域ケアマネジャーを対象に「私のハッピーエンディングノート」「私と家族の終活便利帳」を活用して人生設計・意思決定支援に関する研修を開催予定。圏域の訪問看護ステーションに対し認知症サポーター養成講座を実施することで、意思決定支援について意識を高めた。	○	エンディングノートや終活便利帳を活用した研修や、訪問看護ステーション職員向け認知症サポーター養成講座を通して、意思決定支援についての働きかけを行い、認知症の方の意思決定が尊重される体制を整えている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		消費者被害や包括が開催する研修について、包括から地域住民や民生委員、店舗が登録しているラインのオープンチャットと圏域ケアマネが登録しているかすがいネット連絡帳にて周知・啓発を行った。	○	LINEのオープンチャットやかすがいねっと連絡帳を活用し、消費者被害の周知を行っている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民等と連携が図れるように顔の見える関係づくりを構築できるように支援する。					
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	◎	ケアマネ交流会を通して、施設紹介センターの方を招き「住所在地特例」について勉強会を開催。災害研修では、民生委員をはじめ、市民安全課、福祉政策課と連携できるように支援を行った。ケアマネジャー同士の交流の場を作ることができた。	○	交流会及び勉強会を開催し、ケアマネジャー同士の交流の機会とするとともに、ケアマネジャーが多様な関係機関と連携できるよう支援を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、地域の介護支援専門員と協働し、介護支援専門員に必要な情報の提供を行っている。	3(5)イ	○	包括で開催した災害研修では、圏域ケアマネジャーと協働し研修の企画をして実施しケアマネジャーの資質向上を図った。	○	ケアマネジャーが抱える課題をテーマとした研修を地域のケアマネジャーと協働で企画し、必要な情報を提供する等、資質向上に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		ケアマネ交流会を定期的開催。介護支援専門員、主任介護支援専門員の更新に伴う研修について意見交換を行う。また事業所内での必要な研修について意見交換を行った。BCPの研修については事業所内で行う事が難しいとの意見も出たため、防災に向けた研修会を開催。BCP研修に役立ててもらった。また交流会で介護支援専門員が駐車場に困っていると聞き、ハートフルパーキングに協力してくださる方を地域周りをして探し、登録に繋がった。	○	ケアマネジャーの資格更新要件を踏まえた研修内容となるよう地域のケアマネジャーと検討を行い研修企画に取り組んでいる。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	高齢者のみならず地域の関係者が地域の課題を共有し住民が我が事として捉え解決を図ることで地域作り・社会資源開発へ繋げる。					
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 13回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域アセスメント	担当地域の地域特性や今後の地域状況を把握し、参加者と共有し、開催の企画運営を行っている。	3(6)	○	総合相談およびモニタリングを通じて、地域の現状や住民の声を把握し、地域課題の抽出を行った。地域訪問では住民や関係機関との意見交換を重ね、地域に根ざした社会資源の創出を行った。	○	これまで関わりのなかった地域の企業や店舗等を積極的に訪問し、企業から見る地域課題や企業等の思いと貢献できることを把握した内容を踏まえて地域協議会を企画している。
	地域共生の推進	高齢者に関する関係者・関係機関に限らない地域の関係者・関係機関が参加し、広く地域課題と取組を検討できるよう行っている。		◎	地域協議会の開催にあたり、福祉コーディネーターと連携しながら、管轄外の事業所や関係機関にも働きかけを行った。民間企業、子育て支援や障害福祉分野の関係者など、多様な主体の参加を得て、地域の実情に即した話し合いの場づくりに取り組んだ。その後、活動状況などつながりの確認を行った。	◎	地域アセスメントで把握した内容をもとに地域協議会を開催することで、高齢者に限らない関係機関や企業等の多様な主体を巻き込んだ見守り体制の構築や地域資源の創出ができ、地域共生社会の推進に繋がる非常に効果的な取組となっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域協議会において、従来の民生委員中心の構成に加え、民間企業や地域で働く方々など、幅広い主体をターゲットに参加を呼びかけた。企業と住民との交流やマッチングの機会を設けることで、地域資源の新たな活用や関係構築につながる場づくりを推進した。この取組は他の地域包括支援センターにも好事例として共有された。	○	多様な主体を巻き込んだ地域協議会を開催し、地域活動と企業等が繋がる地域協議会となった。

※ 具体的な取組:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項
